

議事日程 (第2号)

平成18年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第62号議案 平成18年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第63号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)
- 日程第 4 第64号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 5 第65号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 6 第66号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 7 第67号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
2号)
- (日程第2～日程第7 質疑・委員会付託)
- 日程第 8 第75号議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の
数の減少について
- 日程第 9 第76号議案 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少に
ついて
- (日程第8～日程第9 質疑・討論・採決)
- 日程第10 第69号議案 中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職
員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第70号議案 中間市普通河川管理条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 第71号議案 中間市副市長定数条例
- (日程第10～日程第12 質疑・討論・採決)
- 日程第13 第68号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- (日程第13 質疑・委員会付託)
- 日程第14 第72号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第15 第73号議案 中間市道路線の変更について
- (日程第14～日程第15 質疑・委員会付託)
- 日程第16 第74号議案 中間市生涯学習センターの指定管理者の指定について

(日程第16 質疑・委員会付託)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1 番	中家多恵子君	2 番	山本 慎悟君
3 番	佐々木晴一君	4 番	植本 種實君
5 番	古野 嘉久君	6 番	青木 孝子君
7 番	久好 勝利君	8 番	井上 太一君
9 番	岩崎 三次君	10 番	堀田 英雄君
11 番	井上 久雄君	12 番	湯浅 信弘君
13 番	掛田るみ子君	14 番	香川 実君
15 番	上村 武郎君	16 番	岩崎 悟君
17 番	佐々木正義君	18 番	米満 一彦君
19 番	下川 俊秀君	20 番	片岡 誠二君
21 番	杉原 茂雄君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	助役	………	山崎 義弘君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民経済部長	………	萩原 一秋君	保健福祉部長	………	田中 茂徳君
建設部長	………	行徳 幸弘君	教育部長	………	左京 邦彦君
上下水道局長	………	小南 哲雄君	市立病院事務長	………	貞末 伸作君
消防長	………	長谷川邦彦君	総務部参事	………	前原 光博君
秘書課長	………	田中 久光君	経営企画課長	………	白尾 啓介君
財政課長	………	牧野 修二君	総務課長	………	中野 諭君
人権推進課長	………	中村 次春君	こども育成課長	………	伊東 久文君
地域福祉課長	………	中尾 文夫君	介護保険課長	………	成富 隆俊君
健康増進課長	………	中尾三千雄君	管理課長	………	栢野 広行君

下水道課長 …………… 佐藤 満洋君 教育総務課長 ……… 中村信一郎君
学校教育課長 ……… 深見 卓矢君 生涯学習課長 ……… 津田 正人君
生涯学習センター館長 …………… 鳥井 政昭君

事務局出席職員職氏名

局長 谷川 博君 次長 白子 優一君
補佐 小田 清人君 書記 岡 和訓君
書記 平川 佳子君

平成18年12月11日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
佐々木 晴一	<p>小中学校の教育について</p> <p>①児童の権利条約に基づく「子どもの権利条例」等の他の自治体の制定の流れについて、是か非かの市長の見解を伺います。</p> <p>②中間市での、いじめの実態と自殺を含めた対策について</p> <p>③文部科学省実施の「学校における男女の扱い等に関する調査」の調査結果と今後の指導方針について</p>	市長 教育長
久好 勝利	<p>同和行政について</p> <p>同和関係の法律がなくなって5年になろうとしています。一般行政に移行したといいながら、事業をそのまま継続している隣保館も含め、同和事業は終結するべきではないでしょうか。見解を伺います。</p>	市長
	<p>小学校給食について</p> <p>学校での給食は、「食」への教育や健康に大きな役割を果たしています。食料自給率の低下、安全性が危惧される輸入食品が増加するなかで、学校給食の役割は増大しています。ところが、学校給食にかかる費用の引き下げを目的に、民間委託が検討されています。どのような検討がなされているのか伺います。</p>	教育長
青木 孝子	<p>国民保護計画について</p> <p>中間市では、「国民保護法」に基づき、武力攻撃や大規模テロが発生したときに、市民の生命、身体、財産を保護するという中で、「中間市国民保護計画」の素案を作成し、市民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施していますが、以下2点について伺います。</p> <p>①「国民保護法」の大本である「武力攻撃事態法」では、「武力攻撃」を武力攻撃・武力攻撃事態・武力攻撃予測事態と規定しており、日本が「有事」になっていなくても、自治体や国民を動員する仕組みになっており、日本が戦争する国になるのではないかと危惧されますが、市長の所見を伺います。</p> <p>②「国民保護計画」は、災害救助のための住民避難計画ではなく、戦時における国民の保護や国民を戦争に動員する計画が中心です。戦争で攻撃を受けた場合の国民保護計画よりも、戦争を平和外交で回避することが大切だと思いますが、市長の所見を伺います。</p>	市長
	<p>いじめ、自殺問題について</p> <p>①筑前町三輪中学校で起きたいじめによる自殺をはじめ、子どもたちが自らの命を絶つという事件が全国で相次いでいます。福岡県では5年半の間に18人の児童生徒が自殺していますが、いじめによる児童生徒の自殺件数は1件もあげられていません。</p> <p>また、筑前町三輪中学校では、この数年間で7、8件のいじめがあったことが明らかになりましたが、報告ではゼロとされていました。このようにいじめの実態が隠されてしまうのは、「いじめゼロ」などの数値目標が上から押し付けられ、評価されるシステムがあるからです。</p> <p>本市における児童生徒のいじめの実態と対策について、教育長の所見を伺います。</p> <p>②子どものいじめや自殺の要因は、学校教育において過度の競争教育によるストレスが考えられます。中間市では国に先駆けて、今年、学力テストを実施しましたが、学力テストで点数競争を激化させ、子どもたちのストレスを増大させているのではないかと。教育長の所見を伺います。</p>	教育長

平成18年12月11日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答者
古野嘉久	<p>地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」について</p> <p>パルハウスぼちぼちは、平成15年6月に開設され、施設は株式会社西日本医療福祉総合センターと賃貸借契約をしていますが、その契約内容について伺います。</p>	市長
	<p>地域福祉課について</p> <p>平成18年1月に新設され、課長以下5名の職員が地域福祉係と市民協働係において業務に従事していますが、それぞれの係の業務目的とこれまでの成果について伺います。</p>	
掛田るみ子	<p>まちづくり自販機、災害対応型自販機について</p> <p>11月30日、まちづくり自販機、災害対応型自販機の除幕式が行なわれ、本庁舎に設置されました。これらの自販機の今後の展開計画と、まちづくり自販機による寄付金の取り扱いについて伺います。</p>	市長
	<p>妊産婦の支援について</p> <p>①妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、厚生労働省では「マタニティマーク」を作成しています。母子手帳交付等、マタニティマークの無料配布等、活用の推進について伺います。</p> <p>②妊産婦の経済的負担を軽減するため、保険者が、分娩費として出産育児一時金を直接医療機関に支払う「受領委任払い制度」の導入について伺います。</p>	
	<p>いじめ対策として「CAPプログラム」の活用について</p> <p>いじめ対策として、人権教育の更なる充実が必要と考えます。「自分」というかけがえのない存在の大切さを伝え、いじめなど様々な暴力に遭遇したとき自分をどのようにして守るのかを、具体的に教えている「CAPプログラム」を、人権教育として活用すべきと考えますが所見を伺います。</p>	教育長
植本種實	<p>飲酒運転撲滅について</p> <p>今年8月、福岡市職員が飲酒運転で事故を起こしました。この事故で3人の若い命が奪われました。3人のご冥福を心より祈るとともに、このような事故を二度と起こしてはならないと思います。また、飲酒運転事故は被害者はもとより加害者にも重く苦しい悲劇となります。そこで市長は、飲酒運転撲滅のため市民に対してどのような施策をとられていますか。また、職員に対してはどのようにされていますか。</p>	市長
	<p>行財政改革について</p> <p>17年度より「中間市行財政集中改革プラン」が行なわれています。21年度までの期限を切って「数値」を出しての改革プランです。</p> <p>職員を減らし、給与を下げ、市税の滞納を少なくし、保育料を引き上げるなどと市民にも協力を求める改革です。計画どおり進んでいますか。進捗状況を尋ねます。</p> <p>また、行政改革に取り組む中で市民へのサービスが低下しないよう職員の資質の向上を図るとありますが、どのようにされていますか。</p>	

— 一 般 質 問 (平成18年第5回中間市議会定例会)

平成18年12月11日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
中 家 多 恵 子	<p>パソコンの適正な管理運用について 市長は去る11月30日に職員への回覧で「パソコンの取り扱いについて再三注意を促してきた・・・」パソコンの盗難事故やモラルを欠いた不適切な画像を取り込んでいたことが続けて発生していることを書かれています。説明、問題点、解決に至ったのか、パソコンの取り扱い管理や運用についてどう教育指示しているのか伺います。</p> <p>公金支出による公務員福利厚生事業の見直しと市町村福祉協会について ①18年度市職員厚生会に税金を34,018,160円支出している。加入者は市長他536名、これは一人当たり約63,000円になります。他に職員の健康を守るために単独で人間ドック代を約13,000,000円、これらは市民の理解が得られるものではありません。全面的見直しのお考えはありますか。 ②市町村福祉協会に加盟している中間市は、公費と現役職員で負担金を協会に拠出しています。退職者の医療費を年に2億円も支出し、面倒を見ていることが調査で分かりました。これは違法であります。中間市の会員は約260名で過去3年間に市民と現役職員の掛け金から医療援助金として22,748,400円負担してもらっています。さまざまな問題のある協会からの脱会を求めますが関係者の答弁を求めます。</p>	市 長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成18年12月11日
第5回中間市議会定例会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
第62号議案	平成18年度中間市一般会計補正予算（第4号）	別 表 1
第63号議案	平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）	民 生 経 済
第64号議案	平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設 水 道
第65号議案	平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
第66号議案	平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算 （第2号）	民 生 経 済
第67号議案	平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	
第68号議案	中間市事務分掌条例の一部を改正する条例	総 務 文 教
第72号議案	中間市道路線の認定について	建 設 水 道
第73号議案	中間市道路線の変更について	
第74号議案	中間市生涯学習センターの指定管理者の指定について	総 務 文 教

別 表 1

平成18年度中間市一般会計補正予算（第4号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算補正	各委員会
第 2 条	第 2 表 債務負担行為補正	総務文教

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

別	款 名	項 別	付託委員会
2	総務費	全 項（1項8目は建設水道、10目と2款3項1目は民生経済）	総務文教
3	民生費	全 項（1項1目・4目の一部は総務文教）	民生経済
4	衛生費	全 項	
8	土木費	全 項（4項1目一部は総務文教）	建設水道
9	消防費	全 項	総務文教
10	教育費	全 項	

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいまの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告ありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

おはようございます。私は中間クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、小中学校の教育について質問をさせていただきます。

まず、平成6年に、日本が国連の子ども権利条約に批准してからというもの、全国の自治体におきましては子ども権利条例なるものが制定されつつあります。この条例の制定の動きは、かつて私が議会で指摘させていただきましたジェンダーフリー教育同様、教育現場を荒廃、混乱させるものだと私は危惧しております。

そこで、松江市長におかれましては、この子ども権利条例の制定の動きを正しきものと思われるか、あるいは悪しきものと思われるか、その見解をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、今ちまたにおきましては、子どもたちにおいていじめによる自殺が多発しています。去る10月11日におきましては、福岡県筑前町三輪中学校の中学2年生がいじめを苦に自殺しております。この事件を契機に自殺事件が多発し、大きな社会問題になっております。中間市におきましては、当然いじめは撲滅していかなければなりません。何よりいじめによる自殺など絶対出してはならないと思っております。

そこで、教育委員会といたしましては、いじめの中間市での実態をどの程度把握しておられるのか。また、いじめ撲滅において、そして自殺予防においてどのような対策を今講じておられるのか、船津教育長にお答え願いたいと思います。

最後に、文部科学省が昨年11月より今年4月にかけて、全国の公立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園に対し、文部省以来初めての試みといってもいい、学校における男女の取り扱い等に関する調査というものが行われております。これは父兄から寄せられた苦情や意見に対する8項目に対する調査でございますが、この調査結果を私は見るにつけ、教育現場における男女の取り扱いに対する大きな変化が本当に危惧されるものでございます。

そこで、教育委員会としましてはこの内容を踏まえ、また調査結果に踏まえ、どのような今後対応策を考えておられるのか教育長にお答えをお願いし、私からの第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

児童の権利条約に基づく子どもの権利条例等の他の自治体の制定の流れについて、是非かとのご質問についてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、子どもの権利条約は平成元年に国連総会で採択された国際条約でございます。我が国では平成6年に批准されました。この条約は、世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待といった困難な状況に置かれている子どもがいるという現実に向け、子どもの人権を国際的に保障、保護するため、10年にわたり多くの国連加盟政府国連機関等によって審議されたものでございます。

その内容につきましては、国際人権規約で認められているさまざまな権利を児童について広い範囲で規定し、子どもの人権尊重や権利の確保に向けて子どもの権利を包括的に定めておりまして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という4つの権利について述べながら、子どもを保護の対象としてだけではなく、権利の主体としております。また、特定の国の文化や法制度に偏ったものではなく、全ての国に受け入れられるべき普遍性を有しており、昨年1月現在で192の国が締結国となっております。この条約の詳しい内容につきましては、本市におきましても平成10年に啓発のための冊子を作成し、市民の皆様にお配りをしたところでございます。

近年、家庭内での子どもへの虐待、いじめ問題など深刻化する子どもに関する事件が増加し、子どもの権利擁護の必要性が高まっている中で、この条約に基づき子どもの権利条例を制定しようとする流れがあることは私も承知いたしておりますが、全国的にも制定した自治体は少なく、県内ではまだございません。

本市の児童虐待防止への取り組みにつきましては、平成12年5月に、児童虐待の防止等に関する法律、いわゆる児童虐待防止法が施行されましたが、本市では同年4月に、他市に先駆け虐待防止連絡協議会、通称「はばたけ子どもネットワーク」を設立するとともに、地域連絡協議会を開催し、児童への虐待に対し、地域の方々と協力して迅速な対応を図ってまいりました。さらに、昨年度からは高等学校、保護司会、人権擁護委員会及び中間市立病院から新たに参加をいただき、42機関、総勢49名の委員からなる他市にも類を見ない充実したネットワークを構築することができました。

昨年度の児童虐待に関し、本市に寄せられました相談内容について申し上げますと、身体的虐待16件、育児放棄22件、心理的虐待14件、性的虐待1件の計53件の相談がございました。このような相談への対応といたしましては、保健センター職員とともに行

う家庭介入、学校での日々の見守り、保育園要保護児童措置の決定、場合によっては児童相談所との緊密な打ち合わせによる強制発動等を行い、適切に対応しており、早期発見、早期支援体制を整えることにより、重篤なケースに陥るのを阻止したことも多々ございました。

このように、児童虐待から、尊くかけがえのない児童の命を守るため、すべての関係者が一丸となって努力を重ねているところでございます。

また、本年4月から、子育て支援センターをさくら保育園から人権のまちづくりセンター内に移設し、親子が遊びながら触れ合うあそびの広場を提供するとともに、子育て相談や子育て講座を行い、子育てに悩むお母さん方の心のケアを行っております。

このような本市の取り組みに対し、本年度、神奈川県横須賀市において開催されました家庭児童相談中央研修会におきまして、厚生労働省から本市の職員に講師の派遣要請があるなど、全国的に先進市といたしましての高い評価をいただいているところでございます。

このようなことから、本市におきましては条例を制定するまでもなく、既に先進的な取り組みを行っておりますことから、子どもの権利条例を制定することは今のところ考えてはおりません。いずれにいたしましても、この問題は行政だけではなく、学校や地域社会、家庭においても検討すべき事項ではないかと思われま

すが、今後は、他の自治体の動向や制定市における運用状況等をしばらく見守ってまいりたいと、そのように思っているところでございます。

いじめの実態と自殺を含めた対策等についてのご質問につきましては、教育長よりお答えを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

小中学校の教育について。

第1の中間市でのいじめの実態と自殺を含めた対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという事件が続いております。特に、10月14日に報道されました県内の三輪中学校生徒のいじめによる自殺におきましては、市教育委員会におきましても深刻に受けとめているところでございます。14日金曜日の報道ではございましたが、月曜日の16日に緊急校長会議を召集し、いじめ防止の徹底と学校におけるいじめの現状と課題の徹底した把握を行うよう指導いたしております。

各学校におきましては、保護者・児童生徒に対して学校通信によるいじめ防止の発信、さらにPTA理事会、学級懇談会等においていじめ防止への取り組みやいじめ発見の視点での話し合いも実施されております。

具体的な取り組みの例といたしましては、学校の全体集会を受け、特設のいじめに関する授業や全生徒へのカウンセリングが実施された学校もございます。ある中学校においては、教育相談週間を設定するなど、全生徒へのカウンセリングを行っております。また、新聞でも報道されていますように、ある小学校においては、児童会でいじめ防止をテーマに言われてうれしい言葉や嫌な言葉のアンケート調査を行い、児童会主催の全校集会を行う中で、ふわふわ言葉やとげとげ言葉に置きかえて集計結果の発表を行ったり、校内の日常的な場面をもとに寸劇を披露したりして、いじめ防止に取り組んでいます。

1月18日土曜日の緊急の校長会議は、前日に福岡県下で起きました桂川町、宗像市における生徒の自殺の緊急連絡が深夜にあり、休日ではありましたが全教職員を出校させ、すべての児童生徒の状況確認を行っております。

今後も市教育委員会におきましては、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る問題ととらえ、教職員の児童生徒の理解力向上に努め、常にいじめられる側に立ってよくその話を聞き、いじめの防止に取り組む所存です。また、近日中に中間市教育委員会といたしまして、いじめ防止の冊子を作成し、全保護者に学校を通じて配付し、いじめ防止に全力を挙げる所存でございます。

また、小中学校におけるいじめの実態につきましては、毎月学校からの報告を定例化しております。今回のいじめの実態につきましては、4月から11月までの時点で9件の報告を受けております。既に解決しておりますが、その中には学校の早急な対応により保護者を交え解決した事件もございます。いずれにおきましても、その後の児童生徒の様子に注意を払いながら取り組んでおります。

いじめ問題は、国の教育再生会議の提言にもありますように、学校でいじめ問題が起こらないようにすること、いじめが起こった場合の第1次的責任は校長、教頭、教員にあります。しかし、学校のみならず、教育委員会の関係者、保護者、地域を含むすべての人々が社会総がかりで早急に取り組む必要があると考えています。

市教育委員会におきましても、今後いじめの防止について万全の注意を払って細かく指導していく所存でございます。

第2のご質問の文部科学省実施の学校における男女の扱い等に関する調査の調査結果と今後の指導方針についてお答えいたします。

この調査は、議員もご承知のとおり、文部科学省が行いました男女共同参画社会の実現を図るための調査の一環でございます。この調査は小中学校に関する7つの質問から構成され、平成17年度の状況を調査したものでございます。

第1の「林間学校や修学旅行などの宿泊を伴う活動を行う際、男女同室の宿泊ですか」の質問におきましては、福岡県下では、ほとんどの小中学校は男女同室の宿泊は行われておりません。本市におきましても男女同室での宿泊は行われておりません。

第2の「内科検診などの身体検査で、男女一緒に同室で検査を行っていますか」の質問

におきましては、県下では、男女同室での検査はほとんどの小中学校で行われておりません。本市におきましては、男女同室での検査は小学校1校のみが1年生において行われております。

第3の「水泳時における着替えは、男女一緒に同室で行っていますか」の質問におきましては、県下では、小中学校のうち、約半数の小学校で男女同室での着替えが行われています。本市におきましては、小学校5校において1、2年生で男女同室の着替えが行われております。

第4の「体育時における着替えは、男女一緒に同室で行っていますか」の質問におきましては、県下では、小学校の7割近くが同室による男女一緒に着替えが行われております。本市におきましては、小学校においては1年生が6校、2年生が5校、3年生が1校、同室で着替えが行われております。

第5の「運動会や体育祭等での騎馬戦を男女混合で実施していますか」の質問におきましては、県下では、小中学校ともわずかの学校で男女混合の騎馬戦が実施されております。本市におきましては、どの小中学校におきましても男女混合で騎馬戦は実施されておられません。

第6の「運動会や体育祭等での徒競走は男女混合で実施していますか」の質問におきましては、県下では、約半数の小学校で男女混合の徒競走が行われております。本市におきましては、小学校におきまして、1年生・2年生で6校、3年生で5校、4年生で2校、5年生で1校、6年生で1校、男女混合で行われております。

第7の「児童生徒の名前を呼ぶとき、男子も女子も統一的に『〇〇さん』と呼ぶようにしていますか」の質問におきましては、県下では、小学校の3割近くが統一的に〇〇さんと呼ぶようにしております。本市におきましては、小学校におきましては、1年生で2校、2・3・4年生で1校が統一的に呼ぶようにしております。

以上の調査結果でございます。

この調査結果から、中間市教育委員会といたしましては、福岡県男女共同参画推進条例等や中間市男女共同参画プランの趣旨を踏まえ、学校の教育活動においてそれぞれの教育活動のねらいや児童生徒の発達段階、児童生徒一人ひとりの心情を考慮し、男女の人権尊重の視点に立った教育を推進していく所存でございます。とりわけ男女が同じ部屋で宿泊すること、男女一緒に同室で着替えを行うことなどは、児童生徒の心身の発達段階においてもふさわしいものではないと考えております。このことを十分に踏まえ、学校においては校長を中心に適切な教育活動の実施に努力するよう指導に努める所存でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

市長に、子どもの権利条例の制定の流れについて再質問をさせていただきます。

答弁にありましたように、この子どもの権利条約というものは、とりわけ発展途上国における子どもたちの、その人身売買や性的虐待から子どもたちを保護するという人道的側面があるのは確かであります。しかし、こと日本におきましては、この条約ゆえに日本のよき伝統や文化、慣習や、あるいは大事な家庭や家族が崩壊するのではないかと、解体させられるのではないかと私は危惧するわけでございます。

ですから、この条約に批准した我が国は、この条約に批准したことを私は残念に思っていますけれども、その点を憂慮、危惧して、警戒しまして、アメリカなどはこの条約に批准しておりませんが、これは正しい判断だと私は思うわけでございますが、あえて今回、中間市において今何の要望も論議もされてない、子どもの権利条例のことをあえて市長に質問させていただいたかと申しますと、今この子ども権利条例及びジェンダーフリー教育あるいは男女共同参画の条例、これらのつくりは本来国連や政府が意図した内容とかけ離れた条例に仕上がったとともに、一部の左翼的思想により恣意的に悪用される政治的側面があると私は思うからでございます。

とりわけ中間市におきましては、今年度中に男女共同参画行動計画を練り上げ、来年4月から人権男女共同参画課を設立されようとする松下市長におかれましては、しっかりとした価値観と思想を持ってこれらに対処していただけると私は思うからこそ、あえて何の論議もされてない、子どもの権利条例の動きを、代表しまして市長にこの問いかけをさせていただきました。

ところで、具体的に子どもの権利条例に対しましての動きに対して、先ほどの質問においては、市長においてははっきりとしていいものか悪いものか、私ははっきりとした考えが述べられていなかったように私は感じるわけでございますが、端的に賛成なのか反対なのか言ってください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これ賛成、反対という問題ではなくて、要するに子どもの権利を守るという、その基本的な理念でございまして、その理念からすればこれは賛成でございますけれども、今の私も中間市におきましては、今、既に充実した対策を、施策を打つとということでございます。これ以上のことは私は考えていないということでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

この子どもの権利条例に基づきまして履き違えた自由が、子どもたちの中に権利として認められれば、教育やしつけというものは成り立たなくなります。なぜなら、教育やしつ

けというものは、ある程度の強制力が必要だからであります。

この子どもの権利条例の弊害を少し上げていきたいと思えます。

川崎市の例でございますけども、公立小学校のある教師は、授業中に立って歩き、クラスメイトとおしゃべりする生徒を叱責したところ、大声で注意したり、聞き入れられないときには腕を引っ張るなどの言動があったとして人権侵害として認定され、教師と校長は謝罪させられ、教師は研修所に送られたということです。この事件の影響で、川崎市のある父兄からの報告によりますと、授業中に他の生徒が漫画を読んでいたりと、教科書を見ながら答案を書いているのを見て、うちの子が先生おかしいと言ったら、逆に放っておきなさいと指示を受けたということでございます。

また、埼玉県のある父兄からは、平成15年に「あなたたちの権利」というパンフレットが配付されてから、子どもたちが権利を主張し始めたとのことです。中学校の生徒が11時半ごろに一人二人と学校に登校して、午後1時ごろには帰宅するというのです。それがだんだん集団化されるようになり、自分たちは給食費を払っているから給食を食べる権利があると言って、給食だけを食べに学校に来る生徒が多々いるそうであります。

このように、教師や親が当然なすべき指導が人権侵害として禁じられてしまえば、学校や家庭は無秩序化するしかないのであります。

次に、いじめに関する質問を続けてさせていただきます。

このいじめにおきまして、今年3月にいじめ理由の転校というものが規制改革・民間解放推進3カ年計画により認められるようになりました。そして、今月の5日においては、政府の規制改革・民間解放推進会議においては、いじめを理由とした保護者からの転校の要望は、例外なく受け入れるよう全国の教育委員会に通達を出すことを文部科学省に申し入れております。また、同会議はいじめ理由の転校が周知されていないことを指摘し、文部科学省は教育委員会を通じて周知徹底するように考えを示しております。

教育長におかれましては、今後いじめ理由の転校をどう対処していきますか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

いじめ理由による転校という件を積極的に転校によって解決できるかどうかということについては、ケースによっては非常に難しい問題が出てくると思いますが、一義的にはやはりいじめを解消するというので、この件については教育的な配慮のもと、いじめる側、いじめられた側、教育的にまずは指導し、そのことによって避けられない問題点が残って、より転校した方がいいのかもしれないという考え方に立てば、保護者の同意を得て教育委員会がそのことを認めることはあるかもしれませんが、このいじめ問題につきましては、転校によって解決できるものという考え方は私は余り持っておりません。転校によって解決できるものもあろうと思いますが、その前に取り組むべき教育の課題は、適切な指導により

子どもが生き生きとその問題点を克服して通常の通学になるのが最適であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

続きまして、いじめの問題ですけれども、先ほど筑前町の事件を発端としまして、北海道滝川市におきましては、小学6年生の女の子が昨年9月に自殺を図り、今年1月に死亡しております。この問題の中において大きく社会問題化したのは、滝川市の教育委員会ではずっと父兄からの要望にもかかわらずいじめを否定し、遺書を隠し続け、今年10月初旬にそれが隠していたことが発覚し、また遺書があったことを公開しております。

さらに、11月12日におきましては、大阪府の中学1年生の女の子が飛び降り自殺をし、また埼玉県の中学校3年生が自宅倉庫で首つり自殺をしております。大阪の事件におきましては、以前から前兆段階として担任が指導していた、そして、埼玉においては相談を受けており、相手の生徒に早く指導すればよかったと、もう前々から前兆はわかっていたということでもあります。

さらにはまた、ついこの間、この隣の皿倉小学校の校長先生が、現金を要求された女の子2人の事件を金銭トラブルと報告していましたが、それを発覚したのを受け、11月11日に永田校長が自殺しております。どれもこれも教育委員会の対応のおくれ、またそういう事実を隠す、そういった事件が多発しているわけであります。

この自殺報道が連鎖的にこうして起こるというのは、自分の力だけでは仕返しはできないが、報道によっていじめた級友や教師や学校が批判されるから、それで仕返しができると思っていると私は思いますけれども、それに対し校長や教師がいじめを認めず、報告しようとしなのは、それにより彼らの評価が落ち、昇級や人事に影響を与えるという、この指導する立場側の側面もあると思われるわけであります。

そういう管理する立場の教師や教育委員会の内容を踏まえ、安倍総理も先日の国会答弁の中でいじめ問題におきまして教育委員会の機能強化というものを発言されてきました。教育委員会が学校や教職員を正しく管理指導できないという制度疲労が起こっているのかもしれない。教育長はその点どのように考えておられますか。そしてまた、今後教育委員会の改革などを考えておられますか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

いろいろなケースにおける自殺の問題についての事例が出されましたが、その件につきましては、私がここで所見を述べることは差し控えさせていただきますが、中間市におけ

る教育委員会でのこのいじめへの対応につきましては、先ほどの答弁書にも出したとおり、早期発見、即対応、そして隠さないということを強く打ち出しているところでございます。いじめ問題が今日のように社会問題化して、今こういう三原則を申し上げてもつけ焼き刃になろうかと思えます。

しかし、私ども中間市教育委員会といたしましては、常日ごろから小さな生徒指導上の問題あるいは保護者からの訴え、保護者の学校不信からくるいろいろな問題提起、さまざまな問題は常日ごろから起きております。そういった問題に対して、私どもは、先ほど申しました三原則、隠さない、そして早期発見、即対応ということで現場を指導してきているつもりであります。

先ほどからいじめの実態も4月から11月まで9件という件数を出しておりますが、それも学校のいじめのとらえ方で、これはいじめに値するというようなことはすべて報告しておりますし、私ども学校教育課、また児童相談員あるいは学校を通じて再三日常的に対応しておりますので、議員がおっしゃっておられます、いわゆる教育委員会の権限強化というような考え方に立たずとも、今精いっぱいそのことをやっております。むしろ教育委員会の職員は、一月相当な数で、もう余り数字ありませんが、超勤あるいは取り組みのための時間を費やし、私自身も常々問題が起きれば保護者にも会いますし、学校にも出向きますし、いろいろな面で力いっぱいやっておりますので、議員が言われるような、今どうこうするという気持ちはございませんし、今までやってきましたとおり、これからも頑張るつもりですし、それだけです。

以上です。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

次、学校における男女の扱い等に関する調査の再質問させていただきます。

今回の調査結果を受けまして、この男らしさ、女らしさを否定するジェンダーフリー教育が批判を集める中、男女の性差に対する配慮不足というものが浮き彫りになったと私は思うわけでございます。この調査結果を受け、今年6月30日に文部科学省は、児童生徒に羞恥心や戸惑いを感じさせる恐れが大きいと指摘し、改善を求める通知を出しております。そして、昨年12月におきましては、第2次男女共同参画基本計画で、男女同一着替え、宿泊、男女混合騎馬戦の事例は極めて非常識と指摘しております。

そこで、先ほどこの中間市におけるこの調査結果を報告させていただきましたけども、この中間市における騎馬戦、ここは、中間市においては男女混合でやってないという調査結果を報告されましたけども、私が調べた結果によると3校が騎馬戦をしております、その中の1校が、南小におきましては、帽子とりという競技で男女が騎馬を組み、競技をしているということでございます。これまさしく騎馬戦でありますから、この点はどう認

識しておられますか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

その件につきましては、深見学校教育課長に答弁させていただきます。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

ただいまの議員のご質問でございますが、先ほど教育長が述べましたのは、昨年度の実施状況でございますが、今年度1校、今議員がおっしゃいました帽子とり等をやっておりますが、学校につきましては、若干配慮が足りなかったということで、こちらからも指導しております。騎馬戦につきましては、今のところそういうふうな状況でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

そして、この調査結果を受けまして文部科学省児童生徒課の見解としましては、学校を問わず、嫌がる子どももいるので、着替え、身体検査は別にするようにという見解を出すとともに、文部科学省における健康診断マニュアルにおいても男女別でやるようにと書いております。しかしながら、この調査結果を、先ほど質問させていただきました、答弁にありましたように、わずか若干、低学年であるかもしれませんが、男女同室で着替えやそういうものがなされているようでございますが、今後どうなされるおつもりですか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

各学校の教育活動は教育委員会が、教育課程内の編成権については学校の考え方、すなわち校長の裁量権でございます。私どもといたしましては、先ほど小学校1年の生徒が、やはり同室で着替えをしたというようなことが何校かありましたので、そのことも含めまして我々の指導の内容として受けとめ、そのように我々が考えます同室でない方がよいという考え方を指導したいと、指導をしていきたいとは思っています。

以上です。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

質問通告に基づいて、同和行政と小学校給食について質問します。

まず、同和行政について質問します。

同和对策事業特別措置法が施行されたのは昭和44年、今から37年ほど前のことです。この法律に基づいて各種の同和对策事業が開始されました。同和对策事業とは、封建的身分差別の残存物であった部落問題解決のため、一般対策を補完することを目的にとられた行政上の特別措置であり、特別措置を必要としない状態を一日でも早く実現するためにとられた過渡的、特例的な行政措置でした。

部落問題における差別は、人種や性別による差別とは違って、生活環境や教育環境の改善など、条件整備を行えば解決できるものです。したがって、法律は10年間の時限立法となりました。

同和行政には国と地方で膨大な予算がつぎ込まれました。同和予算を肥大化させたものに、部落解放同盟など運動団体が各地で起こした糾弾闘争があります。糾弾によって行政を屈服させ、市民を威圧することによって利権を欲しいままにしたことから、逆差別との批判を市民から受けるまでになりました。

同和事業の財政的支出を支えてきた法律は、その後、延長に延長を重ね、時には法律の名称も変えながら続きましたが、既に当初の目的は達成していたことから、平成14年3月31日をもって失効し、同和行政は終息の時期を迎えました。事業を行う根拠となる法律がなくなれば、事業終結は当然のことです。ところが、中間市においては同和関係法が期限切れを迎えたのに、当時の市長は法があろうがなかろうがやると同和行政を継続させました。財政が厳しいからとさまざまな行政サービスを削り、市民には負担をかぶせながら、県が補助金を出すからとか、隣保館については中身は全く変えないままに、今後は社会福祉法にのっとって行う、一般対策に移行したなどの理由をつけながら、既に5年間が経過しようとしています。

行政の仕事は法律に基づいて行うものです。法的根拠を失った後も延々と続いている同和行政は終結させるべきではないでしょうか。市長の見解を伺います。

次に、小学校の給食について質問します。

学校給食法には、学校給食の目的、第1条に、この法律は学校給食が児童及び生徒の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に努めることを目的とすると位置づけ、続く第2条に、その教育としての目的は4つ示されています。その第1は、食生活の正しい理解と望ましい習慣を備える。第2は、学校生活を豊かにし、明るい社交性を身につける。第3は、食生活の合理化、栄養の改善、健康の増進を図る。第4は、食料の生産、配分、消費について正しい理解をすることとなっています。

学校給食は、3度の食事のうちの一食をどうするのかということにとどまらず、子どもたちの食についての教育や健康に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、国の無責任な農業政策によって安全性が危惧される輸入農産物、輸入食

品が増加し、食糧自給率の低下が深刻な状況に陥っている中、せめて学校給食だけは新鮮で安全な食材をと、地域でとれた農産物などを使うことによって、地域の産業、経済への波及効果も出てきています。

平成17年度から5年間で計画されている中間市行財政集中改革プランには、小学校給食の民間委託の検討、実施が掲げられています。その目的は学校給食にかかる費用の引き下げです。財政状況が厳しい中で、行政のむだを省く、節約をするのは当然のことです。しかしながら、行政が果たすべき役割の中には住民の雇用や暮らしを守ることも重要な位置を占めています。それを学校給食という子どもたちの食育の場に、経費削減だけを目的にした不安定雇用で安上がりの労働力に置きかえてよいものでしょうか。学校給食の民間委託が進めば、委託された企業の利益が優先され、学校給食の目的からそれていくのではないかと思われま

す。学校給食の民間委託についてどのような検討がなされているのか伺います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、同和行政についてのご質問にお答えをいたします。

国では、昭和35年に同和対策審議会設置法が制定され、翌年の昭和36年に同和対策審議会が設置されました。その後、4年間をかけて審議がされ、昭和40年8月に同和対策審議会答申が出され、この答申に基づき、昭和44年7月10日、同和対策事業特別措置法が制定されました。その後、期限の延長や改正等により33年間継続され、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律が平成14年3月末をもって失効いたしました。

その間、中間市においてもこの法律を活用し、諸々の地域改善対策事業を行ってまいりました。その結果、本市におきましては、同和地区の劣悪な生活環境の改善を初めとする物的基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般の地区との格差は大きく改善されております。

また、中間市立隣保館におきましては、昭和47年に開設して以来、生活相談、教育相談、各種講座、人権啓発講座、人権学習会等を行ってきておりますが、現在は、社会福祉法に基づき、一般対策として隣保館運営事業を行っており、同施設の運営費につきましては、これまで毎年約900万円の隣保館運営費等補助金の交付を受けております。なお、岩瀬南町集会所は、平成18年3月末で閉鎖し、職員は人権のまちづくりセンターで勤務をいたしております。

法律の失効に伴う平成14年度以降の同和対策事業の取り扱いにつきましては、平成13年4月に庁内組織として部課長で構成する中間市同和対策事業検討委員会を設置し、関係事業の継続、縮小、廃止について十分な検討を行うとともに、中間市同和対策審議会

に意見を求めました。平成14年2月に、平成14年度以降の同和事業方針についての答申が出され、この答申に基づき平成13年までの20事業が、平成14年度には廃止が2事業、一般対策移行が7事業、継続が11事業となりました。その後も引き続き、段階的縮小や廃止を行い、平成18年度は健康増進課の同和地区保健対策事業、学校教育課の同和地区子ども会等少年団体育成事業及び人権教育推進市町村事業、下水道課の排水施設改造補助事業の4事業を残すのみとなっております。

なお、平成12年12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定され、この法律に基づき、平成14年3月には人権教育・啓発に関する基本計画が策定されております。この法律の第5条には、「地方公共団体は基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められております。この法律に基づき、平成18年9月1日に庁内組織として中間市人権教育・啓発推進会議を設置し、現在、中間市における人権教育、啓発に関する基本計画を策定中でございます。

いずれにいたしましても、私は同和対策事業が特別対策から一般対策に移行しましても、同和問題がすべて解決したとは考えておらず、同和問題を人権問題の重要な一つとしてとらえております。

今なお、全国では結婚差別や就職差別、また差別落書き、差別はがき、インターネットへの差別文書の書き込み等の差別事件が発生しております。福岡県内におきましても、八女郡立花町での町役場職員に対し、部落出身を理由に辞職を迫る差別はがき事件や鞍手町での差別はがき事件等が起きております。このような差別事件は、決して起きてはならないものであると考えており、今後も人権施策の一層の推進を図り、21世紀にふさわしい市民の立場に立った人権のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

小学校給食についてのご質問につきましては、教育長の方よりお答えを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

次に、小学校給食についてのご質問にお答えいたします。

本市の厳しい財政状況の中、昨年、「地方分権の時代に対応する自立した行財政システムの確立に向けて」と題して、第3次中間市行政改革大綱（案）を策定し、市内の有識者を初め、市議会議員など市民各層より構成された中間市行政改革推進委員会に当案を諮問し、さまざまなご意見、ご提言をいただき、昨年11月には当委員会より提出された答申を踏まえて、新たな行政改革大綱を策定いたしております。

これに基づく実施計画として中間市行財政集中改革プランを本年3月に作成し、101項目の改革の取り組みを実施するとして、市民の皆さんにインターネット等でその内容を広く公開しているところであります。

この項目の一つとして、行政システムの効率化を図る観点から民間委託の推進として、

小学校の調理業務について、平成21年度までの計画期間中に1校を民間委託する方向で検討するとしています。

学校給食の民営化の議論については、国の審議会等から「国、地方を通じて厳しい財政状況の中、行政各般にわたり見直しが求められており、学校給食業務についても、学校の給食の実施回数が年間190日程度であること等の理由」により、合理化の必要性が指摘されているところであり、現在各市町村で議論されております。

全国の公立小中学校での給食の民間等外部委託状況は、平成16年度、学校給食実施状況等調査によりますと、小中学校では調理業務17.6%、運搬業務35.5%、物資購入・管理業務10%、食器洗浄業務17.8%となっています。全国平均では、約2割程度となっています。

また、周辺市町での給食の民間委託の状況は、北九州市が単独調理方式で、平成16年度から実施し、現在、小学校21校が民間委託されております。また、岡垣町は平成15年度に小学校2校と中学校2校が、宗像市は平成10年度から実施し、現在、小学校15校、中学校7校のすべての学校で民間委託されている状況です。

議員ご質問のどのような検討がなされているかのご質問ですが、現在、周辺市町の委託状況等の関係資料等に基づき、①委託をする場合の範囲について、②食の安全性について、③委託に伴う費用効果について、④職員の定数や処遇等について調査しているところであります。

今後は委託実施市町村での「食の安全性」や「児童生徒の満足度」、「委託業者と学校との関係」等について具体的に調査してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、民営化を検討する前提として、食の安全性の確保が担保されることが重要な問題でありますので、このことを踏まえて十分に調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

では、まず市長に伺いますが、平成14年3月31日をもって同和関係の法律がなくなりました。それに伴って、隣保館については隣保館条例を変えて、そのことによって、先ほども市長の答弁にもありましたように、社会福祉法にのっとって行うということから条例も変わりましたが、隣保館で行っている仕事の内容について同和対策でしていたときと、一般対策にしてからの内容の変化というものがあるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

一般施策、一般市民対象といたしましては、土木関係の資格取得講座、それとホームヘルパーさんの養成講座等々を開いて一般の市民の方、随分と参加されたという報告は聞いておりますが。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

その件については、あれじゃないですか。隣保館を借りて、もともと隣保館というのは公共施設ですから、そういういろんなことがされて結構なことですけども、隣保館職員がしている仕事がどう変わったのかということについてお尋ねしたいと思いますが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これ、先ほど言いましたように、一般施策に移行したわけでございますが、人権という立場の中で人権関係の仕事をしております。そういうことでございますが。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

今、伺った限りにおいては違うということなら反論していただいて結構ですけども、その仕事内容については変わっていないということじゃないかと私は受取ります。

もともと同和と以前は言っていたのが人権に変わった。ですから、そこで人権を、社会福祉法にのっとり運営されるようになったときに隣保館条例が変更されております。その隣保館条例の目的は、旧条例ですね、古い方。「館は基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和問題の速やかな解決に資することを目的とする」と。それが新しい条例では、「この条例は、地域福祉の向上を図るとともに、国民的課題としての人権問題（同和問題等を含む）の速やかな解決に資する目的として中間市隣保館の設置及び管理に関し、必要な条項を定める」と、このようになっているように、新しい条例においても人権問題というのを、わざわざ括弧で囲んで「同和問題を含む」ということ。しかも、国民的課題ということになってくると、以前から同和問題は国民的課題であるということで同和行政進められてきたわけですね。

ですから、いろんな人種差別にしろ性別差別にしろ、いろんな今、特に格差社会といわれる中で差別の問題は起こっておりますけれども、国民的課題であるなどということで、そういう差別の問題を扱ったのは、私の知る限りでは同和問題だけだというぐあいに理解しておりますから、そういう面ではもう仕事の内容も全く変わっていないというふうに理解しております。

ですから、何かそれまでにありますか、今のところで。

○市長（松下 俊男君）

いや。

○議員（7番 久好 勝利君）

いいですか。そういうことで、地方公務員法30条、これはサービスの根本基準ということを決めております。「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ勤務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」となっております。この地方公務員法に照らしてみた場合に、隣保館職員はサービスの根本基準としての、こういう基準があるわけですが、それが守られているとお考えでしょうか。その点どうですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、国民的課題っていう話でございましたが、これは、基本的には私どもは憲法のもとで生きてるわけでございます。その中で「国民はすべてこの基本的人権の享有を妨げられない」と憲法にうたっているわけでございます。今、職員が云々の話でございますが、私どもこの憲法にのっとり、また人権という施策を職員が一生懸命やっとする。これはそれで何も問題ないと、そんなふうに思っておりますが。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

私の知る限りでは、ここに、地方公務員法30条に述べられております全体の奉仕者としての役割は隣保館職員は果たしていないと思います。

先日、奈良市の職員で、清掃業務に従事しておられた方が5年間で8日しか出勤していませんでした。後で解放同盟の役員をしていたということがわかりましたけれど、けしからん話でありますけれども、今の中間市の隣保館職員が市民全体にかかわる仕事をしているのかいないのかということ考えたときに、この奈良市の職員は5年間に8日でも市民全体にかかわる仕事をしてきたということからすれば、中間市の隣保館職員については、これは奈良市の職員以上に市民にとっては批判される状態にあるのではないかと思います。

それで、なぜこのようなことが起こったのかといいますと、昭和46年7月12日に、これ覚書が部落解放同盟福岡県連合会中間支部と中間市長との間で結ばれております。その中に、これは、この覚書が書かれたのは、7月11日の朝から翌朝12日まで糾弾されて、その中で書かされたわけでありましてけれども、以下の事項について覚書を取り交わすという中には、3番目に「同和対策室を部落解放対策室と改め、職員を最低10名とし、その半数以上を地区住民より採用する」。あるいは、8項目には、「社会教育課に社会同和教育担当職員を最低10名を早急に設置し、その半数以上を地区住民より採用する」と。当時かなりの人数の方が、いわゆる地区住民の方が公務員として採用されて、こういった

職場に配属されたやに聞いておりますが、その後、余り年月を経ずに退職されたということです。それはやはり、そのようなことで、無理やり行政の中に入り込んでもなかなか仕事ができないというのが多かったという具合に聞いておりますが、そこで、職員採用に当たってどのような試験をされているのか伺います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

その件につきましては、担当部課長より……、これ、済みません。現在、適正な試験やりまして、統一試験やっております、また採点等々も外部に委託いたしまして、その結果をもちまして第2次試験に進むというふうな、適正な運営をしております。

○議長（井上 太一君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

お答えいたしますが、今市長が答弁いたしましたように、採用試験につきましては福岡県の統一試験、そして市独自の部分としましては面接、適正、そういった部分を実施して採用いたしております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

それでは、何名か採用する。その応募者が定員いっぱいであった。例えば1人採用するのに応募者が1人、このようなことはもうあり得ないことではありますが、例えばの話で、そういったときにたった1人しか来られなかったのご苦労さんでしたという形で、もうどうぞということで、試験についても手を抜くのか、それとも1人であろうとも規定の試験を行って採用するのか、どちらでしょうか。

○議長（井上 太一君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

今の質問にお答えいたしますけれども、例えば定員1名に対して応募者が1名である。自動的に採用か。そういうことはございません。やはり試験を実施いたしまして、採用においてはその他の採用試験の基準っていうふうに申しますか、いわゆる学科試験においては何十%以上、60%以上の点数がない場合は不合格でありますし、面接にも進めないということでもあります。ということで、募集いたしましても自動的に定数内であれば採用されるということはありません。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

それで、市長に伺いますが、隣保館に現在のところ正職員として3名の方がおられます。この3名の方がどのような試験を受けて公務員になられたのかご存じでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当時そういうふうな職になかったものですから、どういうふうな採用をされたかというのは私は今存じておりません。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

私ども採用が行われるたびに、無試験での採用はけしからんということで議会で述べてきましたけれど、まず1人採用するときに応募は必ず1人なんですよ、隣保館職員に限っては。そして、どのような試験をしたかといいますと、1人でしたからもう面接だけで終わりましたと。これがずっと続いてきてるんですね。ですから、私どもは、これは無試験だと言って批判をしてきたわけですけども、そのようなことで公務員になった方が現在も隣保館には3名勤務しております。皆さん全員、部落解放同盟の役員などをしておりますが、そこで、前の市長は隣保館が部落解放同盟の中間地区協議会ですか、その事務所になっているということを、これは長年認めてこなかったんですけども、平成14年の3月議会で認めました。

このことについて、公共施設にそのような運動団体が事務所として置かれているということ。これについて市長は認められるのか、そして認めるなら、これをどのように今後されるのか伺います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

平成14年、前の市長でございますかね、認めたということでございますが、適正な流れではないとは思っております。また時期見まして、そういうふうなことは色分けちゃんとしたいとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

以前の勤労青少年ホーム、ここに今人権センターというものができております。人権センター設立の際には、担当課の方から私ども説明を受けた中では、隣保館と集会所の職員

を1名ないし2名、人権センターに配置をし、それ以外の方については他の部署に移っていただくということになっております。ところが、その後全くそのような動きはありませんでした。そして、今年になって4月から同和会の方々がそこに入られておりますけれども、隣保館も早急にそのような手だてをとるべきではないかと思いますが、市長はどのように考えておられますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、そういう思いを伝えているところでございます。検討しているところでございます。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

思いということで、何ですか、市長の思いを伝えているというぐらいのことではなかなか動かないと思うんですよ。というのが、先ほどもお認めになった隣保館を解放同盟が事務所としてまず使っていること。これほど、公共施設を事務所にすればいろんなもの使えるし、また経費もほとんどかからなくて、事務所経費ですね、できるし、さらには無試験で入られた方々ですから、他のところに持っていくといってもこれなかなか難しい。そういうこともあろうかということで、ただ単に思いということではなくて、どのように今後、早急に人権センターに移っていただく方あるいはまた別の部署に移っていただく方、そういうこと計画するべきではないかと思いますが、重ねてその点を伺います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

事務所として認めた、前の市長さんが認めたということですが、そういうあたりで市を代表する人が認めた、その流れを私今酌んでおるわけですが、当然、先ほどから無試験っていうその話ですが、まずそういうふうな人権問題等々に秀でた方を採用したということですが、事務所と隣保館の業務、これは事務経費等々については色分けしとるんじゃないかと、そんなふうに思っております。

また、先ほど言いましたように、人権センターにおきまして、今同和会の方入っております。一緒にそういうような、人権という問題に取り組んでいただきたいと。それとまた、今度、人権男女共同参画課、それも今度一緒しますんで、そういう意味も含めて人権問題に精いっぱい取り組んでいただきたい。そういう話は現在させていただいてるところでございます。

○議長（井上 太一君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

少し補足させていただきますけれども、解放同盟の中間地協につきましては、事務所を隣保館内に置かないというところでは既にご同意をいただいているところでありますし、職員が現在配置されてるのは、やはり平成14年に生まれたハード面を、ある一定の成果はあったということで、財源的な特別措置法切れましたけれども、今後のやっぱり人権問題の大きな柱として同和問題抱えてるわけでありまして、そういった啓蒙啓発につきましても、やはり先ほど市長が言いましたように、人権問題にたけた、そういったスタッフとしてそこに勤務していただいているわけでありまして、将来的には当然人権センターという形で市民に対する啓発とか、いろんな仕事に従事していただき、必要最小限、人数が余れば当然ほかの職員として、他の部署への配置ということも当然考えていくというふうを考えておりますけれども。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

今述べられたように、啓蒙啓発については、これは国の方も法律をつくってまだ進めていくということですから、これについて異論はありません。しかしながら、この啓蒙啓発については一般行政の中でできることです。ですから、何も隣保館の人たちじゃなくても一般の市の職員でできることですから、早急に今の状況は改めてもらいたいと思います。

また、同和関係の法律、もうなくなっておりますから、さまざまな、まだ同和施策が行われております。これが県の事業であるから、補助事業であるからという名目もついておるようでありますけれども、排水施設の改良事業などトイレの水洗化にかかわるものですが、県の補助金とはまた別に、中間市単独でも生活保護基準1.5倍以上の収入のあるところでも9万円を限度にして出しておると。

そういったことも含めて、もうすべて同和行政については国の法律がなくなった時点で終結するべきものですから、終結宣言を出していただきたいということを要望しておきます。

時間はありませんけれども、次に給食の件について質問します。

これは自校方式をとられるものと思いますが、そういうことでいいでしょうかね。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

仮に、民間委託にした場合、1校当たりどの程度の削減額、費用の削減を見込んでおられるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

教育総務課長の方から答弁させます。

○議長（井上 太一君）

中村教育総務課長。

○教育総務課長（中村信一郎君）

お答えします。

生徒の人数によって委託料金というの変わるんですが、大体1校当たり900万から1,000万円じゃないかというふうに試算はしております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

全国には、先ほど教育長からお話がありましたように、それまでの直営を民間委託にしたとこというのはかなりあるのはあります。その中でもいろいろと数字、最初もくろんでいたものがそのようにならなかったというのが出てきております。

例えば、東京都小平市、ここは、20校すべて民間委託にした場合には1億6,300万円経費削減になるという計算をしました。1校当たり800万円ですね。ところが、それが現実には5,441万円の持ち出しになったということで、1校当たり800万円下がるであろうと思っていたのが、逆に250万円の持ち出しになったという例もあります。

これなぜそうなるのかといいますと、いわゆる業者間のすみ分けといいますか、いったん、どこの学校はどの業者がということになった場合に、それがたとえ入札したにしても、それは業者間でもそういう、何といいますかね、ことが定着していったら、その結果徐々に費用が上昇すると。なぜならば、ただ人件費だけじゃないわけですね。これ会社、企業の利益ということが考えられますから、そういったこともあるということも念頭に置いてもらいたいと思います。

それから、民間委託にした場合には、今社会的に問題になっております業務の請負によるいろんな違法行為、これは何人か委託された人が入ってくると、そのチーフとだけしか栄養士が話をすることができない、ということから起こっているようであります。

もう時間が来ましたので、これで終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、国民保護計画について伺います。

中間市は、国民保護法に基づき、武力攻撃や大規模テロが発生したときに市民の命や身体、財産を保護するということで、中間市国民保護計画の素案を作成し、パブリックコメントを実施していますが、以下の2点について、市長の所見をお伺いいたします。

国民保護法は、2004年6月、武力攻撃事態法に基づき、米軍支援法や特定公共施設利用法などアメリカの戦争を支援する有事関連法の一つとして成立いたしました。

国民保護法では、地方自治体が国民保護計画をつくることを義務づけていますが、住民の避難計画だけではなく、病院や学校、公民館などの施設を米軍や自衛隊に提供したり、医療関係者や輸送業者などを動員する計画もつくることになります。

また、国民保護法の大もとであります武力攻撃事態法によって、日本がどこの国からも攻められていなくても、政府が武力攻撃事態が予測されると判断すれば、地方自治体や国民を動員し、アメリカの戦争を支援する仕組みがつくられています。

有事法制における国民保護計画は、米軍と自衛隊の軍事行動を優先し、国民を戦争に動員する計画づくりが中心になっており、日本が戦争をする国になるのではないかと危惧いたします。市長の所見をお伺いいたします。

また、外部からの万が一の不当な侵略があった場合や大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことです。しかし、戦争動員計画ともいえる国民保護計画を作成するよりも、平和外交で戦争を回避することが大切だと思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、いじめ・自殺問題について質問いたします。

いじめが原因で、子どもたちが自らの尊い命を絶つという事件が全国で相次いでいます。筑前町三輪中学校で起きたいじめによる自殺事件では、マスコミ報道によると教師のいじめもあったようで、教師によるいじめは言語道断であり、決して許されるものではありません。

ところで、福岡県教育委員会は、2002年に青少年プランを作成し、いじめについては根絶ゼロを目指し、不登校については5年間で2割減という数値目標を出しております。

県内には小学校が764校、中学校が345校ありますが、昨年はいじめ報告では、小学校30件、中学校110件になっていますので、9割近くの学校がいじめゼロと報告したことになります。

福岡県は、昨年度末に青少年プランの成果指標や進捗状況を出していますが、いじめは一昨年の201件から140件へ30.3%減少、発生校も9.1%減少していると、ゼロ

に近づいていることを評価しております。調査をしますと、その数字が実態をあらわしていないことはすぐにわかったはずです。学校評価や教員評価制度と相まって、ゼロでなければ評価が下がるという心理が働き、浸透したのではないのでしょうか。筑前町三輪中学校では、この数年間で七、八件のいじめがあったことが明らかになりましたが、報告ではゼロとされました。このようにいじめの実態が隠されてしまうのは、いじめゼロなどの数値目標が上から押しつけられ、評価されるシステムがあるからです。

文部科学省は、11月9日、いじめによる児童生徒の自殺件数がゼロとなっている1999年から2005年度の統計を見直す方針を発表いたしました。

ちなみに、福岡県では、平成13年度から5年半の間に、小学生6人、中学生12人、高校生39人、合計57人が自殺しております。その後も6名が自殺していると聞いております。

本市における児童生徒のいじめの実態と対策について、教育長の所見をお伺いいたします。

二つ目に、ストレスの背景について伺います。

いじめは、心理的には子どもたちのストレスが原因です。ストレスには学校や社会のさまざまな要因がありますが、ここまで広がる背景には、詰め込みと学力競争をあおる教育政策の問題が考えられます。

国連子供の権利委員会は、「日本の子どもたちが過度の競争教育によってストレスにさらされ、発達をゆがめられている」と数度にわたって日本政府に勧告しています。北海道大学の研究グループが、小学生と中学生の抑うつ傾向やストレスについて調査していますが、これによると「何をしても楽しくない」、「生きていても仕方がないと思う」など、うつ病になるリスクのある子どもの率は、小中学生で13%、中学3年生では、何と30%にも及んでいます。その原因はさまざまありますが、学校教育においては子どもたちが競争に追い立てられていることが考えられます。

国は1960年代に実施して、競争をあおる、また学校の序列化を招くとして中止しておりました一斉学力テストを来年度から復活します。中間市では、これに先駆けて学力テストを実施しましたが、子どもたちが競争を強いられ、選別されて大きなストレスを抱えるようなことがあってはならないと思います。

教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

国民保護計画についてお答えいたします。

国民保護計画は、平成16年9月に施行されました国民保護法の規定に基づき、我が国に対する外部からの武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として

都道府県及び市町村で作成されるものであり、武力攻撃事態に対して国や地方公共団体が果たす役割として「避難」「救助」「被害の最小化」という三つの柱が定められております。また、本市国民保護計画につきましては、国が示した基本指針や、先に策定されました県の国民保護計画をもとに、中間市の地域的特性等を反映させ、実効性のある計画とするため、本年3月議会におきまして関係条例を整備し、県を初め、警察及び関係機関等から構成されます中間市国民保護協議会において審議がなされているところであります。去る10月に開催されました本市国民保護協議会におきまして、本市国民保護計画素案が承認されましたことを受け、現在、県との事前協議と市民に対するパブリックコメントを並行して行っているところでございます。

議員ご質問の武力攻撃事態や武力攻撃が予測される事態においても、自治体や国民が動員され、日本が戦争をする国になるのではないかとということですが、我が国に対する武力攻撃や大規模テロがいつ、どこで、どのように発生するかを事前に予測するのは極めて難しい上に、万が一そういった事態が起これば、多くの国民に影響を与えることを考えますと、有事に際し、国民の保護を的確、かつ迅速に行うために、国や県、地方自治体、そして国民がそれぞれの役割分担を定め万全の体制で備えることは極めて重要であります。

その中で国民の協力につきましても、国民保護法や国の基本指針において、「自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」と規定されており、さらに、協力を要請できる場合は、「住民の避難や被災者救援の援助」「消火活動や負傷者の搬送、または被災者救助の援助」「保健衛生の確保に関する措置の援助」「避難に関する訓練への参加」の4分野に限定されており、国民の自由や権利への制限は必要最小限のものに限られておりますことから、国民保護計画は決して戦時体制を構築するものではございません。

次に、戦争を平和外交で回避することが重要であるとのこと指摘につきましては、全く私も同感でございまして、そもそも国家の最大の使命は、あらゆる緊急事態から国民の生命と財産を保護することであり、そのためには国際社会の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するためには、絶え間ない日本の外交努力が必要であると考えているところでございます。

しかし、一方で、テロを含め、いつ、どこで発生するのか予測が困難な事態に対しまして、平素から国、地方自治体や関係機関が緊密に連携をし国民を保護するために各種体制を整えておくことは重要なことでもあります。

最後に、結論で申し上げますと、あってはならない武力攻撃、なくてはならない国民保護という基本的な認識に立っているところでございます。

いじめ、自殺問題のご質問につきましては、教育長の方よりお答えを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

いじめ、自殺問題についてのご質問にお答えいたします。

その第一のいじめの実態が隠されてしまうのは、「いじめゼロ」などの数値目標が上から押しつけられ評価されるシステムがあるからです。本市における児童生徒のいじめの実態と対策について所見を伺いますとのご質問にお答えいたします。

筑前町三輪中学校で起きたいじめによる自殺を初め、子どもたちが自らの命を絶つという事件が相次いでおります。

本市の小中学校におけるいじめの実態につきましては、先ほどの佐々木議員のご質問にもお答えいたしましたように、4月から11月までに9件の報告を受けております。既に解決しておりますが、その中には学校がチームを組んで早急に対応し、保護者を交え、取り組んだことによって解決した事件もございます。いずれにおきましても引き続き児童生徒の様子に注意を怠らないよう対応を重ねているところでございます。

さらに、中間市教育委員会といたしましては、いじめ問題につきましては「早期発見・即時対応」「問題が起きても隠さない」「いつでもどこでも起こり得る問題としてとらえる」という3つの原則で取り組むことを基本としております。

また、対策につきましては、先ほどの佐々木議員のご質問にもお答えいたしましたように、具体的な市内の各学校の取り組みといたしましては、学校通信やPTA懇談会でのいじめに関する話し合いを行っております。ある中学校においては教育相談週間を設定するなど、全生徒へのカウンセリングを行っております。また、新聞報道にもありましたが、児童会でアンケート調査に取り組み、結果の報告や校内での日常的な場面を寸劇にしていじめ防止に取り組んでいる学校もございます。

市教育委員会におきましても、緊急の校長会議等においていじめ防止対策の指導をしているところであります。近日中にいじめ防止の冊子を作成し、全保護者に学校を通じて配付し、いじめ防止に全力を挙げる所存でございます。

また、小中学校におけるいじめの実態につきましても、毎月学校からの報告を定例化する中で隠さずに報告するよう指導するとともに、教育委員会においてもその解決に向け、学校を支援していくよう努めてまいります。今後もいじめの実態把握に努めるとともに、その対策につきましても強化する所存でございます。

第2の、中間市では国に先駆けて、今年、学力テストを実施しましたが、学力テストで点数競争を激化させ、子どもたちのストレスを増大させているのでありませんか。所見を伺いますとのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の学力テストにつきましては、平成16年度より岩手県、宮城県、和歌山県、福岡県の4県合同で実施しているものでございます。本市におきましても、当初より引き続き参加いたしております。このテストの趣旨は、6月議会における久好議員のご質問に

もお答えしましたように、各小中学校の児童生徒の教育課程における学習の定着状況を把握するものであります。学力テストの趣旨により、小中学校が学習指導の改善、充実を図り、児童生徒の学力向上に役立てるものでございます。したがって、学力テストで点数競争を激化させ、子どもたちのストレスを増大させるものではないものと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

中間市の国民保護計画素案の中の17ページについて、ちょっとお尋ねいたします。先ほど、市長の答弁の中で、実効性のあるものをつくっていると、このような答弁いただきました。そこで、17ページには武力攻撃事態、着上陸侵攻の中で、市の区域内で侵攻目標となりやすい場所ということで、船舶により上陸を行う場合は、遠賀川流域一帯が当初の侵攻目標となりやすいと考えられると。このように想定しておりますが、遠賀川流域といいますと、たしか河口堰がありますよね。河口堰があるのに、そういうことが川を上がってこれるかなというふうに思うんですが、その点どんなふうに思ってるんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、今ご存じのように、拉致問題等々、もうまさに日本に上陸してやっとなるわけでございまして、河口堰、これはゴムボート一つ何人かで抱えれば、たやすくクリアできるわけで、また魚道といいますか、水の流れる部分、私どれぐらい幅かわかりませんが、そういうのを利用すれば簡単に芦屋の河口堰をクリアできるんじゃないかと、そんなふうに思っておりますし、当初、県あたりの考えではダムということになっているわけでございまして、中間市にダムはございませんので、当然遠賀川から上がってきてテロ、またそういうふうな特殊部隊でございますか、そういうのが上がってきて、一番やりやすいのはうちの浄水場、そんなふうに私本当に危険性を感じているわけでございまして、当然そういうあたりを私ども挙げさせていただいてるわけで、また、その地域に即した対応ということで挙げさせていただいております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう一点ですね。その想定される被害の中で、五楽工業団地や虫生津工業団地などが攻撃目標となっておりますが、攻撃目標となるようなものがその団地にあると想定してるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、中間市のそういうふうな条例でございまして、中間市でおきまして、工場団地、工場地帯までいきませんが、工場団地持ってるのはそういう部分でございまして、一応そういうところを挙げさせていただいております。中間市という限定の中でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう一点ですね、私の住んでいる東部地区なんですけれど、人口の密集した市の東部地域が侵攻目標となりやすいと。市長もご存じのように、この住宅はもう高齢化も進んでおりまして、もう30%近いんですけれども、こういうところを目標とされると、このように想定されてはいかがなものかなと思いますけどどのようにお考えでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどから申し上げてますように、中間市内、人口密集地域、そういう位置づけの中で挙げさせていただいております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、3点も、何か無理やりと、そういうところを当てはめていかないといけないと。国からのそういうモデルに基づいてこういうところを指定したと思うんですけれど、実際、やっぱりテロなど、また武力攻撃するというのは何か目的があつてするのであつて、何もないようなところを爆破するというようなことは到底考えられないんですけれども、もう一点お伺いいたします。

16ページに武力攻撃事態緊急処理事態の各類型において、NBC、核兵器などの攻撃も考えられると。こういうことについても考慮をすると、このように注意書きのところに規定しておりますけれども、そういうことが、攻撃されましたらどのように避難するのでしょうか。計画をお尋ねしたいんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、私も戦争の体験したことはございませんし、もし何かあつたら実際どうするかと。昔であれば、防空壕等々あつたわけでございますが、今はそういうのはございませ

んし、頑丈な建物の中に逃げなさいとか、そういうふうなところでございますし、今回、パブリックコメントをする中で、本当にきめ細かいコメントをいただいた事例もございません。これは、素案の中に風向きのことを書いてないと。これは毒ガスなんかした場合、その風向きを考えて避難せないかんとか、それは私どもが思いつかないこともコメントいただいたところでございますけども、要するに、今何が起きるかわからない。前回は日本を越えて太平洋にミサイル実験やっとするわけでございますし、あれはまた成功したけいようなもんやけど、あれが失敗したら日本に落ちる可能性だってあるわけで、実際言っただいがあるかわからない。それに対して地域で手を組んで、組織をつくって対応しようということでございますし、一度は、私もそういうふうな組織つくった中で訓練せないかなあ。そういうところでございます。これ、この事対法限らず、災害等々起きた場合の避難訓練も含めた中で少し考えていこうかなあ、そんなふうに思っておるところです。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

松下市長は、昔の戦争を想定して今お話しされたんじゃないでしょうかね。私がお聞きしてるのは、ここに書いてますように、核攻撃の避難についてということでお尋ねしたんですけれども、国の指針ではこんなふうに書いております。風下を避け、帽子、雨がっぱなどで放射性落下物による外部被爆を抑制する必要があると。このように書いてるんですけれども、実際こういうことが本当にできるのでしょうか。その点、市長はどんなふうに思ってますか。多分、こういう指針に基づいてこれをつくってあると思うんですよね、中間市の素案も。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

実は、そういうふうなことであれば、その指針はつきりできましたら、市民の方に周知して、そういうこと事態が起きれば、そういうふうな対処を試していただきたいと、そういうお願いはしていくつもりでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市長、もう一度お尋ねします。核攻撃ですよ。弾とか、昔の鉄砲ではないんですよ。そういうことで、こんなことで避難ができるというふう考えること自体がおかしいかと思えます。そういうことで、この今もろもろですね、遠賀川、ゴムボートを使って上がるの。それから虫生津が危険だからあそこに、また、私の住んでいる住宅密集地、そこが目標になるなど、こういうものをいろいろもろもろ挙げて、今パブリックコメントということで、

皆さんには提案してご意見いただくようになっておりますけれど、もう少し詳しく、全市民の方にこういう内容のものだということをアンケートすべきではないでしょうか。

その前に、これをつくるに当たりまして、福岡県はたしか1,000万円とか2,000万円かけたというふうに聞いておりますが、中間市はどのくらいの費用かかったんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

中野総務課長。

○総務課長（中野 諭君）

約300万円でございます。（「300万ですね」の声あり）はい。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

それとあわせまして、市長に。こういうものを、もう少し中身を具体的に、パブリックコメントでしてるといのは一部限られた人たちしか見ないと思うんですけれども、全市民にもう少し、それこそ合併問題で取り上げましたように、皆さんにこんなものをつくりますがという意見を聞かれたらどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど議員から通谷の方ですか、あの辺りを攻撃される意味がわからない。また、五楽工場団地にしかり、実際攻撃されるんかというそのことでございます。攻撃されないからつくらないでいいんじゃないか。そういうふうなことと私も受けとめておりますけども、現実、実際いって何が起きかわからない状況の中で、こういう金を使ってやっておるわけでございます。それにつきまして、広くということございましょうが、これはできるだけそういうふうなことをやっとならぬという話は、説明は私どもさせていただいておりますし、インターネット等でも使いながら、大変私どもに意見いただくのは、いろんな幅広い方から意見をいただいております、ある程度の方はこういう施策をやっとならぬということは認識されておるんじゃないかと、そんなふうに思っておりますし、それが当たらないということであれば、今からまたこれが策定された中で十分広めていきたいな、そんなふうに思っておりますけど。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

北朝鮮が先に攻めてきたり、侵略してくることは現実的ではないと。久間防衛庁長官がこのように言っております。武装化学テロを想定して、全国で自治体と警察官が共同訓練

をしています、テロ対策、危ない国、不審者に備えなどを口実に、戦争に備えるのは当然という戦時意識を国民に持たせ戦時動員体制を構築しようとするものが、この国民保護計画です。

中間市の非核宣言都市の中身、市長はご存じでしょうか、突然に言って申しわけないんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

三原則、「つぐらない」「使わない」「持ち込まない」でございますかね。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう一度読ませていただきます。中間市の非核平和宣言都市には、「我が中間市は、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を中間市民生活の中に生かし継承していくことが地方自治の基本条件の一つです。したがって、我が中間市は非核三原則、「つぐらず」、「持たず」、「持ち込ませず」が完全に実施されることを願いつつ、あらゆる国のあらゆる核兵器も我が中間市内に入り、貯蔵、備蓄、空中輸送、核部隊の通過を拒否するとともに、核保有国に対し、核兵器の廃絶を全世界に向かって訴え、宣言することを求めるものです」と。このようなすばらしい決議を中間市はしております。また、憲法9条2項には、「国の交戦権は認めない」と、こういうものも立派な憲法があります。

先ほど市長は、国民の自由と権利を尊重する、このようにきちん明記してると。しかしながら、少し制限が加わるときがあるかもしれないと、このように言ってますが、憲法の上にこういうものを置くというのは、本当とんでもないことだと、認識をぜひしていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、私の戦争を回避するために外交努力が大事だと、これ市長も同じ認識ですけれども、こういうものをつくるよりも、やっぱりそういう300万円今かかっておるそうですが、その後、実際にこういうものがつくられますとまだまだ費用かかるし、先ほど訓練ですか、テロ対策に対しての訓練だとか、ここ飯塚とかでもあってますけど、そういうものをしますと、これからどれくらいお金がかかるかわからない。こういうものに使うよりも、災害から住民を守る保護計画、安心・安全なまちづくり、これには、これまでも議会で取り上げてまいりました地震対策、学校校舎の耐震化など、こうしたものが優先されるべきではないかというふうに思っております。そういうことで、この国民保護計画の作成は、本当につくる意味がないというふうに私は考えておりますので、ぜひそういう方向で考えていただきたいというふうに思っております。

次に、いじめ問題について、済いません、教育長よろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

そのように把握しております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

民間委託となりますと情報漏れというんですかね、そういうことで、学校の評価というのがうわさなり、そういうところから流れる危険性があるのではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

採点業務等含めた中で委託されると思いますが、その点につきましては、国がそのセキュリティには十分責任を負うべきものと考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、国のセキュリティが非常に心配なところです。しかし、そういう学力テストなどが行われますと、必ず点数競争というのは起きるのではないかというふうに私は想定いたします。そういう中で、現に三輪中学校の問題の教師は、成績をイチゴの等級であわらし、出荷できないなどと不適切な表現をしたということです。こうしたいじめ自殺に大いにこうした問題が無関係ではなかったのではないかと考えております。三輪中学校の学校経営要綱の中の人権同和教育推進計画には、狭山の教育課題を土台に据え、部落差別の現実に深く学びながら、部落差別を初めとするあらゆる差別を許さない学級集団づくり、教師集団づくりを進めましたと書かれております。

また、解放同盟と連携して解放同盟の活動である解放子ども会に取り組むことが、教育推進計画の重要な柱として位置づけられております。教育の中立性を守らねばならない。人権同和教育の推進と政治運動や社会運動とを区別し、主体性を持って教育にあたるよう指導していると県当局は言っておりますが、こうした県の方針と異なる人権教育を中間市の学校では行ってはないとは思いますが再確認したいのですが。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

学校には、基本的に教育計画というものがございます。その教育計画の中で、三輪中学

校の先ほどの人権同和の教育のことが出ていたのではないかという推測いたしますが、そもそも教育計画は、教育課程のものを中心として学校が教育計画を立案、計画するものであります。ですから、教育課程以外のもの、教育課程に示されていないものについては、この教育計画には普通書かないものであります。

中間市におきましては、人権教育という項目でこの教育内容を書いています。先ほど出ました三輪中のような狭山、あるいは子ども会と言われましたかね、そういったものは通常の教育課程では、いわゆる学校教育の時間内のことですからそういうものについては書かれておりません。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私があえて言いましたのは、これまで解放同盟による糾弾やさまざまな教育介入によって、物が言えない学校、こういうものがつくられてきたということがありましたので、あえてこの点を申し上げました。今、三輪中学校のことを取り上げておりますが、この亡くなられたお母さんの手記がありまして、この中に時間がありますから割愛しますけれども、彼のように今いじめで苦しんでいる方はかなりいると思います。いじめはゼロと報告しなくてはならない現状を変えたいのです。私や校長先生も含め、先生方に立ち上がっていただきたいと思っています。先生方の真実の声を知りたいのです。こうした声も上がっております。そして、命を大切にしてほしい、こういう声を上げたい。最後に訴えております。いじめとは何か、こうした本当に難しい問題だと思えます。

今、教育長も述べましたように、学校、それから教員、教育委員会もろ手を挙げてこの問題に取り組んでいますけれども、今教師集団の関係が崩れているのではないかと、こうした問題が出ておりますがこれについてお伺いいたします。簡単に。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

各学校長通じて、学校の経営にかかって教師間の集団が崩れているのではないかとご指摘が日常的にある学校もあるかもしれませんが、少なくとも我々は教師集団、特に中学校では割とチームプレイができやすいんですが、小学校ではなかなかできにくい状況に留意して、特に力を入れてこの辺は学校が取り組んでいると思えます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、文部科学省が教職員の勤務実態を調べております。それによりますと、普通の1日

の勤務時間では小中学校平均10時間58分、持ち帰り仕事も含め残業勤務日は2時間43分、そして病気により休職者は10年で倍になっていると。このように先生方の疲労状態、労働強化、労働勤務がすごく大変な状況というのがこの点でうかがわれます。中間市の勤務実態についてお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

学校教育課長が答弁いたします。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

今年度、現段階での長期の病気休暇、あるいは休職の教師は小学校5名、中学校2名の7名でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

時間がないので、今国会ではタウンミーティングなどやらせ質問をさせ、教育基本法改定、これを何としてでも国会成立させようとしております。しかし、慎重審議を求める声が60%あります。こうした中で慎重審議を求めたいのですが、子どもを競争に追い立て、勝ち組、負け組みに、義務教育段階から子どもをふるい分ける教育基本法改定はいじめ克服に逆行するものです。国家の介入を許さない子どもたちの人格の完成を目指している教育基本法を生かすことです。

最後に、学力向上のためではなく、子どもを学校競争させる一斉学力テストに参加しないことを求め、私の質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

清風会の古野嘉久です。通告に従いまして一般質問をいたします。

中間市地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」についてでございますが、目的は、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題、障害者からの相談に応じ、必要な指導と助言を行う、あわせて保健所、福祉事務所、社会復帰制度等の連絡調整を総合的に行うことを目的として設置されたわけでございますが、この施設では職員5名、施設長1名、精神保健福祉士2名、作業療養士1名、社会復帰指導員1名で従事しておりますが、この施設は平成15年6月に株式会社西日本医療福祉総合センターの建物で開設されましたが、施設使用料として支払っている金額ですが、平成15年は1,900万円、平成16年では1,900万円、平成17年度には1,700万円、平成18年度——今年でございますが740万円、これは4月から8月までの分として国庫補助金が納入されていますが、これも平成18年度より補助金が大幅に見直され、18年度の施設の使用料金の不足、これからいきますと約1,000万円ほどありますが、本市の行政改革は財政健全化であり、財源を有効に活用して計画的な財政運用を行うことだと思っております。18年度の施設使用料を含み、今後の自主財源での確保は非常に厳しいものだと思われませんが、中間市地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」について市長のお考えをお伺いしたいと思っております。

次に、地域総合福祉会館に平成18年1月に新設されました地域福祉係と市民協働係は課長以下、これも5名の職員が業務に従事しているようですが、これは中間市行政改革大綱の目的に向かって取り組むであろうと思っておりますが、身近な市民の暮らしに対しての行政サービスを提供する地方公共団体の役割は、少子高齢化の進展とあわせて住民ニーズの多様化、高度化、地方分権の推進と相交えて増大するかと思われませんが、これらに取り組んでおられるそれぞれの係の業務の成果についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」についての質問にお答えをいたします。

「パルハウスぼちぼち」は、地域の障害者支援の一環として障害者の日常生活等の基本的な援助や経過観察を必要とする障害者と、その保護者及び家族に対して地域社会が一体となって障害者の自立を支援することを目的に、全国的にも数少ない中間市の直営の障害者の施設として平成15年6月に開設したものであり、今日まで障害者のケアマネジメント、日常生活支援及び地域との交流を積極的に支援してきたところであります。

また、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、障害者サービスの一元化、施設・事業体系の再編、地域生活支援や就労支援事業及び重度障害者を対象としたサービスの創設など、障害のある人が普通に暮らせる地域づくり、す

なわち新たな障害保健福祉体系の構築を目指すことを目的に、障害者自立支援法が平成18年4月に一部施行され、10月からの全面施行に伴って市町村の必須事業として地域生活支援事業等のサービス提供主体となるものであり、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとで異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みに改められたものであります。

お尋ねの「パルハウスぼちぼち」は、今後、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業及び同センター機能強化事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、芸術文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、障害者自動車操作訓練助成事業、身体障害者自動車改造助成事業等々に加え、障害者等を通わせ、創作的活動等の機会の提供を行い、地域活動支援事業を行う「地域活動支援センター」に移行するものであります。

なお、旧体系での補助金が大幅に見直され、旧精神障害者社会復帰施設運営費補助金、社会参加促進事業費補助金、小規模作業所運営費補助金等が廃止、または再編され、新たに地方交付税と統合補助金となり、大幅に減額されることから、今般、地域総合福祉会館への移転を検討しているところでございます。いずれにいたしましても、既に他の自治体に先駆けて障害者に対する支援を積極的に展開してまいりましたことから、今後も福祉サービスの提供の後退のないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、地域福祉課についてのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、本市におきましては、平成17年度に中間市行政改革大綱を策定し、行政改革に現在取り組んでいるところでございますが、この大綱にうたっておりますように、従来どおりの行財政運営では、持続可能な自立した自治体運営はできないという危機意識を持って「行政管理型」から「行政経営型」へ、「行政主導型」から「市民協働型」へと自治体経営の理念の転換を図りました。

このことにより、住民自治を実行性のあるものとするため、市民の行政への参画を促進するシステムを構築し、市民と行政とが一体となったまちづくりを展開する必要があります。そのため、本年1月に実施いたしました機構改革により、地域総合福祉会館内に地域福祉課を新設し、同課に地域福祉係と市民協働係を設けたところでございます。地域福祉係の主な業務は、旧軍人恩給、戦傷病者及び戦没者遺族等に関すること、民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関すること、地域総合福祉会館の管理運営に関する業務を行っております。

また、市民協働係では、市政の主役である市民に対し、積極的な情報提供を行うとともに、市民の行政への参画を促進し、官と民の役割分担のもと「協働によるまちづくり」を推進するため、地域コミュニティー活動やNPO法人、ボランティア活動等、自立的な市民活動の促進と支援を業務といたしております。

現在行っております具体的な取り組みといたしましては、多様化する市民ニーズに適切に対応していくための現状把握と調査研究を行い、また専門講師を招き、職員研鑽を兼ねたボランティア・NPO法人等合同研修会を開催するなど、各団体への研修を行っているところでございます。

また、県のボランティアセンター及び近隣市町村等の視察研修を重ね、福祉、環境、教育、文化、スポーツ、農業などのさまざまな分野のボランティアやNPO法人等の相談窓口の機能の充実化に向けて現在取り組んでいるところでございます。ボランティア活動に興味を持ち、自分も実践してみたいという市民がいつでも自由に情報を求めることのできる、いわゆるボランティア情報の発信基地としての機能を有し、各団体との交流等を深め、ボランティア組織等の育成及び支援を図ることにより、協働のまちづくりを推進してまいり所存でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

質問いたします。「パルハウスぼちぼち」を地域総合福祉会館へ移転を検討しておられるとのことですが、具体的に検討はどの程度進んでおられるか、市長にお伺いしたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申し上げましたように、他の自治体に先駆けまして、福祉支援、積極的に展開しているところでございますけども、この補助金等のカット、財源不足等々の中で、そういうふうなサービスの低下はなるべくしたくない、そういう思いの中で、現在、株式会社西日本医療福祉総合センターに対しまして、私の名前、つまり公文書で19年の3月末日を持って撤退する。転居するという申し出は今してるところでございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

じゃあ、よろしくお願ひいたしたいと思っております。自主財源を組むということは非常に難しく思われますのでよろしくお願ひいたしたいと思っております。

転居先は地域総合福祉会館ハピネスなかまということですが、先のご答弁にありました市町村必須事業として、地域生活支援事業及び地域活動支援センター事業の実施に支障ができるようなことがあってはなりません。市長はこれに対してどのようなお考えを持っておられるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、私はハピネスなかまの2階に計画をしております。2階の北側になるんですかね、一番端の方に自動販売機等々を置いてるところに、一応計画をしてるわけでございますけども、ご存じのように2階に中間市の社会福祉協議会が入っております、通称社協といっているところでございますが、社協におきましても、障害者の方に対するそういうふうな事業、施策やっております、本当に横同士になりますので、十分連携がとれて、以前より増して、そういうふうな施策展開ができるんじゃないか、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

よろしく願いいたします。では、早急に進めていただかないと、大幅に補助金の削減、これ地方交付税の中に入り込みますので、市の単費で借り上げ料を払わなくてはいけないような状態になりますのでよろしく願いいたしたいと思えます。

次に、現在第8回の特別弔慰金が給付が行われているとお聞きしておりますが、給付金金額と、本市における対象人員がわかりますれば教えていただきたいと思えます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

詳細につきましては、担当部課長の方から回答させていただきます。

○議長（井上 太一君）

中尾地域福祉課長。

○地域福祉課長（中尾 文夫君）

お答えいたします。弔慰金の給付金額につきましては、全額国からの支給でございます、年額4万円の10年間でございます。対象人員は740名で、現在450名が手続を完了されておられます。金額にいたしまして1,800万円となります。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

ありがとうございました。現在、中間市にどれぐらいの数のNPOと、それからボランティア団体があるのか、調査されたと思えますが、この団体の育成支援への重点をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当課長の方から回答させます。

○議長（井上 太一君）

中尾地域福祉課長。

○地域福祉課長（中尾 文夫君）

団体数でございますが、NPO法人、ボランティア団体数につきましては、NPO法人8団体、ボランティア団体32団体、合わせて40団体を現時点で把握しておりますが、ほかにもあると思われるので、これからも連絡調整を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

現在、このいろんな各種団体の調査、あわせて団体の育成支援のために、やはり目標を決めないといけないと思いますが、パブリックコメントについての考え方、例えば、中間市におけるごみ問題、あるいは環境問題についてのお考えはありでしょうか。導入についてありましたら、それをお願いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

環境問題等々につきまして、NPO法人、またボランティア活動についてのパブリックコメントは考えておりませんが、現在、昨日もそういうふうな環境問題、中間市の環境を考えろうということで、いろんなボランティア団体が大会を開いていただいております。そういう意味で、現在市民の方も、この中間市に対して何ができるんだろうかと。中間市やってくれ、やってくればかりじゃなくて、自分たちにも何ができるんかというふうなお考えの方が大変多くなって大変ありがたいのと、そんなふうに思っているところでございますけども、そういうふうな民間のそういうふうなNPO法人しかり、ボランティアしかり、今後とも協力をよろしくお願いしたいという思いでございます。そういうことについてのパブリックコメント等についてはちょっと考えておりませんが、私質問に対しての勘違いがございましたら、またお願いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

わかりました。各々における目的を立ち上げられましたらよろしくお願いしたいと思います。

最後の要望ですが、市長は福祉事業、福祉サービスの後退があってはならないと答弁さ

れましたことは私も同感でございます。障害者の方々が住みやすい町に、大いに頑張って進めていただきたいと思います。障害者の方々にとって有意義な計画であることを要望して、さらなる努力をお願いいたしたいと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

初めに、まちづくり自販機と災害対応型自販機について質問いたします。去る11月30日、コカコーラウエストジャパンの副社長をお迎えして、まちづくり自販機と災害対応型自販機の除幕式が庁舎内で盛大に行われました。まちづくり自販機は、本庁舎正面玄関入り口内に、災害対応型自販機は庁舎わき、駐車場入り口に設置されました。まちづくり自販機は、売り上げの20%が自治体に寄附される募金型の自販機で、今年の6月議会において田川市が町おこしの資金にと設置した事例を紹介し、本市も取り入れてはどうかと私が質問したものです。このような早い時期に実現しましたことに驚き、大変感激しております。市長初め、職員の皆様の尽力に改めて感謝申し上げます。

また、同時に取り入れしました災害対応型自販機は、売上金は自治体に入らないものの、災害時になると無料で取り出せ、飲み物を供給できるというすぐれものと伺っております。

いずれにしても、「元気な風がふくまちなかま」のキャッチフレーズや本市のイメージラストが描かれた中間市仕様の自販機は広告塔にもなり、市民意識の向上につながるものと期待しております。そこで、これらの自販機の今後の展開計画とまちづくり自販機の寄附金の取り扱いについてお伺いします。

次に、妊産婦の支援について2点質問いたします。私がかねてより健やかな子どもの成長には母親の精神的安定が必要であり、妊娠中からの支援が重要であると訴えてきました。特に、妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにも大切な時期です。しかし、外見からは妊婦かどうか判断しづらく、つわりなどのつらい症状があっても周囲に理解してもらえない現状があります。そこで、「バス、電車の中で席を譲る」「近くでの喫煙を控える」など、周囲の理解を求めるため、妊娠していることをさりげなく伝えられるバッジやストラップなどを独自に作成し、配布する自治体が出てきました。

本年3月には厚生労働省も妊婦に優しい環境づくりに役立ててもらおうと、マタニティマークを作成しました。このマークは、ホームページから取り出して自由に使えるようになっております。本市でも未来を担う子どもたちを育てるお母さんの支援をするため、マタニティマークを活用して妊婦を気遣う優しいまちづくりを推進していただきたいと思います。

ます。そこで、本市におけるマタニティマークの活用の推進について所見をお伺いします。

さて、本年10月より出産育児一時金が30万円から35万円に増額されました。これは、公明党の強い推進によって実現したものです。増額によって経済的支援は充実したものの、現行制度では出産後に請求してからの支給となるため、病院への支払い時にいったんは高額な分娩費を用意しなければなりません。

そこで、受領委任払い制度を導入すれば、出産育児一時金が分娩費として医療機関へ直接支払われるため、家計の負担が大幅に軽減されます。厚生労働省も子育て支援の一つとして支給方法の改善を挙げているものの、取り組みは各保険者に任されていることから、9月議会の委員会でこの制度の導入について質問させていただきました。その際、貸付制度があるから必要ないのではないかとのお答えをいただいております。しかし、貸付金額は8割までです。近ごろは、分娩費の未払い防止策として30万円ほど前金で入れなければならない病院も見受けられます。若い世代には、たとえ数カ月の立て替えであっても、家計への負担は重く支給方法の改善が望まれます。そこで、改めて出産育児一時金の受領委任払い制度の導入についての見解をお伺いします。

最後にいじめ対策として、CAPプログラムの活用について質問いたします。いじめが原因と思われる10代の自殺が相次ぎ、ついに校長までが命を絶つという重い現実をつきつけられました。誰もがいじめはいけないという概念はあるものの、いじめる側だけが悪いわけじゃない、いじめられる側にも問題があるのではないかと大人の社会のあいまいさがいじめを温存しているように感じております。今こそ、いじめに対して毅然とした対応をとれるだけの機軸となるべく人権教育が必要なのではないのでしょうか。

私が平成16年3月議会で、防犯対策として取り上げたCAPプログラムは、いじめ対策の人権教育としても活用できる教育プログラムであります。ここで改めて紹介させていただきます。CAPは、1978年アメリカで開発されたもので、養成講座を修了した人たちが提供しています。観客が寸劇に参加して体験するロールプレイという手法を使い、人が持つ権利を教え、暴力などにより権利が奪われそうになったとき、どうすれば自分の権利が守れるかを一緒に考えながら子どもたちが本来持っている能力を引き出していくというものです。具体的には、人が生まれながらに持っている「安心」「自信」「自由」の三つの権利は奪っても奪われてもいけないものである。その権利を奪う行為が暴力であるという人権と暴力の概念を最初に伝えます。

次に、いじめ、誘拐、性暴力の三つの寸劇を通し、相手をにらみつけ、嫌だと自己表示すること、逃げるため相手を驚かす「うおー」という叫び声の練習、わかってもらえる大人に出会うまであきらめずに話し続けることなど、自分を守るための技能の学習と、告げ口と相談の違い、話したらいけない秘密と話してもいい秘密の違い、自由に伴う責任などの考え方を教えます。最後に、トークタイムで、心配事のある子どもの相談に乗ることもしてくれます。また、大人が子どもたちを守るための体制づくりとして、事前に保護者向

けと教師向けの研修をそれぞれ行い、子どもを傷つけないで話を聞き解決策をともに考える方法を学びます。

何よりも私が注目しているのは、子どもを無力で何もできない弱い存在と見るのではなく、子ども自身の問題解決能力を信じ、内なる力を引き出すというエンパワメントの理念であります。これまで多くの自治体が防犯教育として導入してきております。CAPプログラムを、いじめ対策の人権教育として活用してはいかがでしょうか。教育長の所見をお伺いします。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まちづくり自販機、災害対応型自販機についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、まちづくり支援自動販売機は、待機状態においては地域のニュース配信などを行い、またタッチパネル方式となっており、触れると市内のイベント情報、公共施設を紹介する静止画や動画などが流れる仕組みとなっております。デザインは、白を基調に本市のまちづくりのキャッチフレーズである「元気な風がふくまちなかま」「市民の元気がまちの元気」のロゴをプリントしたさわやかな人に優しいデザインとなっております。

また、併設する資源回収ボックスは、支援自販機と同じデザインとなっており、コカコーラ社が空き容器を回収しリサイクルを行うなど、環境美化や資源のリサイクル化をアピールするものとなっております。先月30日に本庁舎内及び地域総合福祉会館玄関口に設置したところでございます。なお、3号機以降につきましては、それぞれ諸条件が整い次第、コカコーラ社とも協議を行い、順次公共施設等に設置してまいりたいと考えております。

このまちづくり支援自動販売機は、半年ごとに売上金額の20%が市に対して寄附金として還元され、本市のまちづくりのためのさまざまな施策に使われるものでございまして、行政の新しい取り組みとして、また市民からの手軽な募金箱として位置づけております。市民の皆様が飲料水を購入することで、自分もこのまちのまちづくりへ参加しているという意識を持っていただけるのではないかと期待しております。この支援自販機の売上金は、市民の皆様のいわば寄附金でございます。当然のことながら、その設置の趣旨や寄附金の使途については、広報誌等により市民の皆様にお知らせし、まちづくりのために有効に活用してまいりたいと思っております。

続きまして、災害対応型自動販売機につきましては、自動販売機に搭載したLEDメッセージボードを活用し、通常時には地域情報や時事フラッシュニュースを、緊急時には災害情報を、防災業務を所管する総務課のパソコンからタイムリーに市民の皆様へ情報を発信することが可能であります。また、災害が発生し、水道施設が寸断され、断水が起きた

場合は、自動販売機内の飲料水を無料提供する機能も持っております。

今回、1号機を庁舎南側に、2号機を市立病院玄関横に設置いたしておりますが、災害対応型という設置コンセプトから考察いたしますと、防災計画上の避難所がその候補地として想定されますが、第一次避難所は地区公民館が中心であり、市有財産となっておらず、第二次避難所は小中学校が中心で、自動販売機を設置するにつきましては不適切であります。したがって、3号機以降につきましては、現時点では設置場所を特定せず、今回設置いたしました1号機及び2号機の運用状況を見ながら検討してまいりたいと存じます。

次に、妊産婦の支援についての一点目、妊産婦に優しい環境を推進するマタニティマークを無料配布等、活用の推進についてお答えをいたします。

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものでございます。厚生労働省もマタニティマークを通じた妊産婦にやさしい環境づくりを推進し、母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」の課題の一つに挙げているところでございます。妊産婦に対し、理解ある地域環境や職場環境、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について社会全体で取り組んでいく必要があると認識いたしております。全国的に見て、マタニティマーク等を活用した取り組みを実施している地方公共団体は、現在関東地区を中心に東京都千代田区を初め、六つの大きな都市があると聞き及んでおります。

本市での取り組みにつきましては、妊産婦だけに限らず、基本的に人に優しい環境づくり、健康づくりの観点から、その一つとして受動喫煙の防止を図るため、市内各公共施設では敷地内の禁煙、あるいは分煙を進めているところでございます。

今後は、JR等の公共交通機関での妊産婦の優先席の確保等、その取り組み、また他市のマタニティマークの活用状況等を把握し、本市のマタニティマークの活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、二点目の出産育児一時金の受け取り代理制度の導入でございますが、この制度は任意の事業であり保険者に義務づけられたものではありません。しかしながら、議員ご指摘のように、被保険者等の負担を軽減する趣旨から、本市では平成19年1月より実施する予定にしており、現在その準備を進めているところでございます。

次の、いじめ対策のご質問につきましては教育長の方からお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

いじめ対策として、「CAPプログラム」の活用についてのご質問にお答えいたします。

自分というかけがえのない存在の大切さを伝え、いじめなど、さまざまな暴力に遭遇したとき、自分をどのように守るのかを具体的に教えているCAPプログラムを人権教育として活用すべきと考えますが、所見をお伺いしますとのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、いじめ対策といたしましては、人権教育のさらなる充実は重要なことであり、このことは学校の教育活動全体をとおして行うことは言うまでもありません。CAPプログラムにつきましては、議員ご存じのとおり、アメリカで開発された子どもへの暴力防止・人権教育プログラムでございます。このプログラムは、「エンパワメント」「人権教育」「コミュニティ」という三つの柱から構成されております。子どもの内なる力を引き出すエンパワメント、子どもたちの一人ひとりがかげがえのない存在であるという意識の人権意識、大人同士の地域での子どもを守る助け合いのコミュニティという三つの要素を取り入れたプログラムでございます。

中間市教育委員会といたしましては、過去CAPプログラムを実践する講師の方をお呼びして研修会を持った経緯もございます。また、これまで市内の小中学校でこのプログラムを取り入れて実践した学校もございます。いじめを防止するということは何にも増して重要なことであり、中間市教育委員会といたしましても、今後とも各学校が主体的に創意工夫を凝らす中で、CAPプログラム等を取り入れながら教育活動全体を通して人権教育の充実を図るようこの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

自販機についての再質問をいたします。私は、厳しい財政状況のもと、資金づくりということで、市民との協働のまちづくりの機運、向上ができればということで、まちづくり自販機の設置を勧めました。しかし、災害対応型は売上金が還元されず、同じ自販機ではありますが性格がまるで違います。このような全く違う、性格の違う自販機を同時に導入した意図が余りよくわかりませんので、2種類の自販機の導入の目的をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

二種類の効用があるんで、同時に入れたということでございます。これは、同時に違う機能を有した自販機入れたのは中間市が初めて、この近隣では初めてだというふうに聞いております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

中間市自体の宣伝のためというふうに受け取ってよろしいでしょうか。それはそれでいいと思うんですけども、競合する自販機をこれから展開するに当たって、所管部署が分かっているというふうに聞いておりますが、どちらが所管するようになるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部課長からお答えいたします。

○議長（井上 太一君）

中野総務課長。

○総務課長（中野 諭君）

災害対応型の自販機に関しましては、総務課所管でございます。まちづくり自販機については、地域福祉課でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

こういう形で部署が分かれているということは、それぞれがもう勝手に展開していってもいいというようなふうにも受けとれてしまいかねないということで、やはり同時に入れたからには競合することがないように、上手な展開の仕方をお願いしたいと思います。

それから寄附金の、田川市の場合は、13台設置して、これまで半年間で900万円の寄附金が上がっているというふうに向っております。田川市に視察に行ったときは、既にこういった計画がきちっと立っております。中間は見切り発車ということで、これからの展開というふうに受け取りましたが、この寄附金の使い道に関しては、やはり明確にしておく必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、設置したばかりで、どれぐらいの効果が出るかちょっと私ども把握しかねるところがございます。そういう効果等々を確認した上で、これまた先ほど申しましたように、まちづくりのために使っていきたいな、そんなふうに向っております。

現在、13台で900万円でございますかね。これ半年でございますかね。ちょっと大きな金額かなあというその思いはいたしますけども、ちょっとうちの方がどれぐらいの実績が上がるかちょっと想定されませんので、結果を見まして、またそういうふうな方向でまちづくりのために使わせていただきたいなと。しっかりした目的を持った中で使わせていただきたい。赤字のために消すようなことございませんので。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

今の市長のご答弁で安心いたしました。しっかりまちづくりに使っていただけることと思えます。

一つ提案がございます。市長、青色防犯灯はご存じでしょうか。街頭に青色防犯灯を使っているところがあるということに対してご存じでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私も、中間駅前に警察署の立ち寄り所をつくっております。それにも青色も——使っとるかな。赤——赤やな。ごめんなさい、あれ赤だそうでございますが、子どもを守るための安全パトロール、あれはもうまさに青色回転灯をつけております。青色というのは、犯罪が少し少なくなるというふうな話は聞いております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

イギリスのグラスゴウで街灯を青色に変えたところ、犯罪が減ったという事例を受けて、日本で奈良県警本部が初めて採用しております。それによって、やはり防犯の効果が出ているということでございます。青は波長の関係で遠くまで光が届きやすいということで、最初は薄暗いような感じに見えますけども、全体的に見通しがよくなるらしいんですね。それと副交感神経が活発に働いて精神をおさめる。沈静作用が、その防犯効果を上げているのではないかとというふうなことが書かれておりました。市長が掲げる「安心・安全なまちづくり」に合致するのではないかと思いますので、ここで提案させていただきましたので、またお考えいただけたらと思います。

次に、妊産婦支援についての再質問に移ります。もう早速受領委任払いの導入に取り組んでいただきまして本当にありがとうございます。切り替えの事務が大変とは思いますがよろしく願いいたします。妊産婦の方々のみならず、病院側も喜ぶと思います。信じられないことなのですが、分娩費の未払いが増え、予約金制度をとらざるを得なかったというふうに、実際に産婦人科の先生から聞いております。申請の手続になりますけども、どのようになるのかお聞かせ願えますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部課長から回答させたいと思います。

○議長（井上 太一君）

中尾健康増進課長。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

通常、1カ月前から申請書を出していただきまして、産科医の方で同意をいただくというこの手続があります。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

申請用紙の請求時に1回役所に来て、もう1回また申請の届けを出しに来るという形と
思っ
てよ
ろし
いん
でし
ょう
か。

○議長（井上 太一君）

中尾健康増進課長。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

議員言われるように、そのような形になるかと思っ
ま
す。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

すごく細かいことになるんですけども、2回役所に大きなお腹を抱えたまま来なければ
なら
ない
とい
うこ
とに
な
り
ま
す
の
で、
でき
まし
たら、
その
申請
用紙
を母
親教
室開
催時
とか
に保
健セ
ンタ
ー等
で配
布し
てい
ただ
けら
あり
がた
いか
と思
いま
す。
役所
に出
向く
のは
1回
で済
むと
いう
形が、
やは
り親
切で
はな
いか
なと
いう
ふう
に思
いま
す。

また、マタニティマークの活用例ですけども、佐賀市では妊産婦で車の運転をする人に、
期限
付の
マタ
ニテ
ィ用
駐車
カー
ドを
発行
して
いる
そう
です。
障害
者用
の駐
車場
が利
用で
き
るよ
うに
して
おり
ます。
些細
なこ
とで
はあ
りま
すけ
ども、
財政
が厳
しい
折、
こう
いつ
た細
かい
とこ
ろか
ら市
民サ
ービ
スの
向上
を検
討し
てい
ただ
けら
と思
いま
す。
近隣
では、
マタ
ニテ
ィマ
ーク
は水
巻町
で配
布し
てお
りま
す。
これ
は、
一応
使っ
てい
ただ
け
るか
とい
うこ
と
でア
ンケ
ート
を
実
施し
て、
本年
8月
から
ストラ
ップ
を配
布し
てい
る
とい
う
ふう
に聞
いて
お
り
ま
す
の
で参
考に
して
い
ただ
け
ら
と思
いま
す。

次にいじめ対策としてのCAPの活用についての再質問に移ります。先ほど私が第1回
目の
質問
で上
げま
した
よう
に、
いじ
めに
対し
ては、
すご
く大
人社
会中
でも
いじ
めら
れる
側
にも
問
題
が
あ
るの
では
ない
か
とい
う、
その
あい
まい
さが
あ
るよ
うに
感
じて
おり
ます。
毎日
新聞
の記
事な
ん
です
け
ども、
斉藤
さん
とい
う精
神科
医
です
け
ども、
加害
者
はし
ばし
ば、
いじ
め行
為を
正
当化
しが
ち
で、
罪の
意
識を
持
ちに
く
い
とい
う
ふう
に言
われ
て
ま
す。
また、
11月
11日
に放
送さ
れた
「た
けし
の日
本教
育白
書」
とい
う番
組が
あ
つた
ら
しい
ん
です
け
ども、
その
中
に出
て
いた
子
ども
た
ちの
ほと
んど
が、
いじ
め
は
い
じ
め
ら
れ
て
い
る
子
ども
にも
原
因
が
あ
る
とい
う
意
見
だ
つ
た
とい
う
ふう
に
新
聞
に
載
っ
て
お
り
ま
し
た。
教育
長は、
これ
に
関
して
ど
の
よ
う
に
お
考
え
に
な
り
ま
す
か。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

いじめ問題の大原則は、いじめられる側に立つということで、まず加害者の話を正当化するということは通らないというふうに考えております。いじめの定義につきましては、以前からこのような原則は出されていたのですが、やはりいろいろないじめの問題が起きますと、調査をしていく中で、いじめられる側にも問題があるのではないかとという学校現場の意見等もなきにしもあらずというよりも、余りないんですけども、そういう考え方も出がちなんですが、今日におけるいじめ問題での解決の大原則はいじめられる側に立って話を聞く、対応するというのが基本になっております。私もそのようにとらえて実践しております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

今の教育長の言葉、大変心強く受け取りました。裏返すと、いじめてる側が悪いというふうに考えてよろしいでしょうか。ただ、いじめてる側のそのいじめてる行為が悪いのであって、いじめてる側にもそのいじめに、そこに至るまでのやはり背景があるということは、学校現場でも対応はこれからしていかなければならないのではないかとというのが私の個人の考えですけども、そういった意味で、学校現場できちんといじめとか、いろんな指導をする際に、機軸となるべく統一した考え方が必要ではなかろうかということで、私は今回CAPのプログラムの質問をさせていただきました。

今、人権教育というのは、日ごろから学校で行われておりまして、CAPをわざわざ持ってこなくても、先生方は子どもたちに常々CAPと同じようなことは伝えていることと思います。学校を家に例えると、先生方は親のような存在であり、親の言葉は聞けなくても、よそのおばちゃん言葉は素直に聞けたりするのと同じで、教師以外の大人が学校に出向いて教えることの効果は大きいのではないかとというふうに考えております。

南小学校で何年か前から行っているというふうに聞いておりますけども、子ども、教師、保護者の反応はいかがでしょう。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

いじている側、すなわち加害者側の指導につきましても、この問題が起きた原因は何であるかという教育的課題に対して、本当に子どもが、本当にごめんなさいと、悪かったというような気持ちになり、あるいは保護者もそのような気持ちになり、いじめられた側に対しても、うちも了解しましたというような形で我々は解決してきております。ただし、

いじめられる側ですね、問題があるというのは本当に根深い考え方が存在しますので、本当にそのことがきちっと教育的にとらえられるまで、原因が何であるかと、問題対応への意識というものについては、教師、あるいは保護者、全体挙げてやはり共通理解をする必要があると思います。

そういった意味で、CAPへの取り組みだとか、あるいは北小で取り組んでおります子ども会によるいじめ防止への寸劇等はロールプレイングに値するものの中には入っております。CAPの手法も入ってると思います。こういった意味におきまして、いじめ問題は、ただ単にその事象だけをとらえるのではなく、普段からやはり人権意識を高揚するさまざまな領域で取り組む必要があると思っております。

南小のことは課長の方から報告させます。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

平成15年度から17年度まで南小学校の方で、CAPプログラムにつきましては実施されております。対象は6年生児童全員と保護者、それから地域の方々ということでございます。中身は暴力防止プログラムということで、ロールプレイ、あるいは悩み相談という形で行われております。

感想としましては、普段担任が聞き出すことができない子どもたちの悩みがわかる。あるいは保護者、地域も同じプログラムを体験するので、子どもたちの学習内容がわかるというふうなことが上がっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

ここにCAPを受けた子どもたちやら、親の感想があるので少し読ませていただきたいと思います。これは、先生からなんですけども、CAPでいう三つの大切な権利のうち、安心、自信は皆もわかっているようだし、私もわかった。でも自由と言われたとき、すごく不安になった。だって、みんなが僕たちは自由の権利があるんだから宿題はしたくないなんて言ったらどうしようというふうに教師が問いかけてるんですね。それに対して、しばらく返事がなかったんですけども、そのような意見を言うとは思わなかった子どもから、先生それおかしいよ、先生も聞いていたでしょう。自由って、責任もとらなくちゃと思ったよ。今、先生の言ったことはわがままでしょうということ、きちっとした人権教育をすると、もうこうやって子どもは素直で本当にきちっとした受け取り方をするんですね。

あと、2年生の女の子なんですけども、2学期でクラスで子どもワークショップを受けた。3学期にクラスの複数の子どもの言葉の暴力を受けて、周りからはどうせ先生に言う

んだろうと言われ、帰って泣くしかなかった。保護者から連絡を受け事件が発覚。次の日、早速クラスのみinnで話し合った。2学期に習ったことを思い出しながら、他人の権利を奪うことはいけないんだということを意義づけてきた。何よりもよかったのは、いじめられた子どもが親に相談することができ、早期解決ができたことだということです。

それと中学生のお母さんからなんですけども、これは小学校の下の子でCAPのプログラムを見て書いたお母さんなんです。子どもが不機嫌で帰ってきて、何があったのと強く言ってしまったときに、ちょっとかつあげされて帰ってきとって、それをちょっとちらっと言って、で、CAPを受けたことを思い出して、ありがとうお母さんに話してくれてという一言が出たそうです。そしたら、子どもが突然振り向いて、誰にもしゃべるなど言われたんだけどということで、もう全部親に吐露するんですね。で、母親はいつもの自分なら、なぜ警察に言わなかったのとか、そんなところでぼうっとしてうろろうしてるからよと、子どもにあなたが悪いというふうにしかったりしたに違いないと。それがそういったありがとうという言葉かけたことで、子どもが心を開いたということで、CAPは降りかかってくる問題に対して、大人の対応の仕方を教えてくれた。今息子たちは、あいつら殴った方がよかったなあとか言いつつも、4人で相談し、それぞれの親に話し、自分たちで学校で伝えることを選択した。その後、中学生の息子は母さん聞いてくれてありがとうと言ってくれるようになり、家族関係が変化したり、ひょいとしたときに深い気持ちを話してくれるようになったり、驚いたり喜んだりしている。たった一言のありがとうね、話してくれたの言葉で、私たち家族は救われたということで、こういった事例がもうたくさんあります。

本当に、親も子どもに対して、そういった子どもが傷つくようなことはしてもらいたくないし、またさせたくないというふうには思ってますけども、親自身が子どもに対してとか、自分自身どういふふうに対応したらいいかわからなくなってるのが、今の時代のような気がします。

世界人権宣言が採択されてから58年、昨日、人権週間を終えたばかりですが、悲しいかな社会には人権軽視の風潮が蔓延しています。他者を尊重しながら、自分に誇りを持ってたくましく生きていける、そのような子どもたちの成長を支える、市民一人ひとりが大事にされる人権のまち中間市を目指していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

私は中間クラブの植本種實でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

第一は、飲酒運転撲滅についてです。今年8月、福岡市の職員が飲酒運転をし、事故を

起こしました。この事故で3人の尊い命が奪われました。幼い3人の命のご冥福を心よりお祈りするとともに、両親、遺族の悲しみは筆舌に尽くしがたいものがあると思います。このような事故を二度と起こしてはならないと思います。

また、飲酒運転事故は、被害者はもとより加害者にもなお一層の悲劇をもたらします。そこで、市長は、飲酒運転撲滅のため、市民に対してどのような施策をとられていますか。また、福岡の事故は市の職員が起こしましたので、市職員としてのモラルも激しく問われました。飲酒運転をした職員には、厳しい態度で臨むべきと思いますがいかが考えられていますか。

次に、行財政改革について質問いたします。17年度より、「中間市行財政集中改革プラン」が行われています。21年度までの期限を切って数値を定めての改革プランです。ぜひ目的を達成していただきたいと思います。このプランは、職員を減らし、給与を下げ、市税の滞納を少なくし、保育料を引き上げるなどと、市民にも協力を求めている改革です。まさに市民協働型の行財政システムの構築を目指していますが、その進捗状況をお尋ねします。

また、行財政改革に取り組む中で、市民サービスが後退しないよう職員の資質の向上を図るとありますが、具体的にはどのようにされていますか。

以上、お尋ねします。どうぞよろしく。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

飲酒運転撲滅のために市民に対してどのような施策をとられていますかとの質問についてお答えをいたします。

本市では、折尾警察署、折尾交通安全協会及び中間市交通安全推進協議会等の関係機関と連携し、季節ごとの交通安全県民運動を通じて、市民に交通安全思想の普及、啓発に努めているところであります。

本年8月25日に、飲酒運転をしていた福岡市職員による交通事故で尊い3人の子どもの命が失われましたが、しかし、この教訓が生かされることがなく、飲酒運転による交通事故は全国的に後を絶たないという状況にあり、本市におきましても、さらなる啓発活動の必要性を再確認したところでございます。

このような状況から、本市の飲酒運転撲滅の取り組みといたしましては、9月21日から30日までの秋の交通安全県民運動期間中、公用車での市内街宣活動を実施するとともに、9月25日には、なかまハーモニーホール前で折尾警察署、中間市交通安全推進協議会及び市内関係団体と連携し、「秋の交通安全キャンペーン」を行い、歩行者やドライバーに対し交通安全及び飲酒運転撲滅の呼びかけとチラシの配布を実施いたしましたところでございます。また、広報なかま10月号には、飲酒運転撲滅の記事を掲載し、11月

25日には市内全町内会に飲酒運転撲滅を呼びかける啓発チラシ及びポスターを配布するなど、飲酒運転撲滅に対する取り組みを行なっておるところでございます。

さらに、12月11日から31日までの年末の交通安全県民運動期間中において、公用車による市内街宣活動や飲酒運転撲滅の桃太郎旗を市内各所に掲げ、市民に対する啓発に努めるよう計画をいたしております。

今後につきましても、中間市民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携を密にして交通安全運動の推進に努めてまいり所存でございます。

次に、職員に対する取り組みについてご説明を申し上げます。

言うまでもなく、公務員は全体の奉仕者であり、法律を率先して遵守する立場にある上、飲酒運転撲滅に向けた指導的立場にもあります。このため、その罪を犯した場合は懲戒免職や刑事処分等の厳しい処分を受けることは無論のこと、実名で報道されたりと大きな社会的制裁を受けることにもなります。また、中間市役所そのものも多大なる信用失墜を招き、その損失は計り知れないものとなります。

このため、特に飲酒運転に対する綱紀の保持につきましても、機会あるごとに職員に対し指導いたしているところではありますが、福岡市における大変痛ましい事故を受け、事故発生直後の8月28日の庁議におきまして、部長級職員に対し、所管の職員にその指導徹底をさらに強化すべく訓示したところでもあります。

また、このこれら綱紀保持の取り組みはその緊張感をいかに持続するかが大きなかぎとなりますことから、その後改めて9月25日と11月20日に文書による綱紀粛正を全職員に対しまして通達いたしましたところでもあります。

一方、公用車の安全運転管理という視点からは、すべての公用車に「飲酒運転撲滅」のステッカーを掲示するとともに、本市の安全運転管理責任者を中心に関係職員の飲酒運転撲滅を目的とした集会や研修会等へ積極的に参加させ、警察や安全運転協議会等の関係機関との緊密な連携をとっているところでもあります。

また、飲酒による影響を日常生活の中で身をもって自覚してもらう目的で、携帯用アルコール測定器のあっせんを職員に実施し、ただいま購入希望者63人からの申し込みを受けているところでもあります。

いずれにいたしましても、飲酒運転は起こしてはならない許されざる犯罪行為であります。今後とも、飲酒運転を含め公務秩序の維持につきましても、厳正に対処してまいりたいとそうように思っております。

次に、行財政改革についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、昨年11月に策定いたしました「第3次中間市行政改革大綱」に基づきまして、本年3月に中間市行政改革推進本部において平成17年度から平成21年度までの5年間の行財政運営の実施計画となります「中間市行財政集中改革プラン」を策定いたしました。

この集中改革プランは、行政改革大綱に掲げた重点項目を集中的に実施していくため、可能な限り目標の数値化や具体的な指標を用いて策定し、市民サービスの向上や業務の効率化等を推進するとともに、市民の意見を反映し説明責任を果たす観点から、本計画の進捗状況を毎年公表することにいたしております。

本年は、この集中改革プランの初年度に当たります平成17年度に実施いたしました取り組み結果につきまして、それぞれの取り組みの達成状況を議会に設置されております「行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会」及び民間委員により構成されます「中間市行政改革推進委員会」に説明、報告するとともに、本年10月に市の広報紙やホームページにより公表をいたしたところでございます。

初めに、集中改革プランの進捗状況についてお尋ねでありますのでお答えをいたします。

まず、平成17年度に実施いたしました取り組みの総括でございますが、目標項目数26項目、目標額1億8,940万円に対しまして、実績項目数26項目、効果額2億4,350万円となっております。差し引き5,410万円の目標を上回る実績を上げることができております。

その具体的な取り組みといたしましては、まず財政の健全化の取り組みといたしまして、市税等の適正課税の徹底を図るため、未申告者に対する申告を促進し、法人市民税につきましては県税事務所と連携をとり、申告漏れの削減を図っております。

また、徴収率向上のため、本年1月1日付で収納課を設置し、市税滞納者に対する強制執行の強化により徴収率は前年度を2.4ポイント上回る84%となっております。こうした取り組みにより、3,270万円の財政効果がございました。

次に、その他の財源確保の取り組みといたしまして、広報紙への公告掲載の促進や、未利用財産売却等の取り組みにより1億2,800万円の財政効果を上げております。

次に、地域経済の活性化への取り組みといたしまして、本年1月1日付で企業誘致係を新設し、企業誘致に向けた具体的取り組みを推進する体制づくりを図っております。

また、活力ある職場づくりの取り組みといたしまして、職員の幅広い見識の涵養等の能力開発を図るため、これまでに16人の事務吏員と技術吏員の人事交流を促進いたしております。

次に、協働の地域づくり推進の取り組みといたしまして、本年1月1日付で地域福祉課市民協働係を新設し、市民との協働事務を所管する窓口を一本化するなど、市民との協働のまちづくりに向けた取り組みを進めております。

また、行政システムの簡素化、効率化及び行政内部経費の見直しの取り組みといたしまして、まず柔軟かつ機動的な組織の構築のため、本年1月1日付で今後の行政運営を進めていくためのベースとなる機構の改編を行い、6課1室を廃止し収納課、こども育成課など5課を新設いたしたところでございますが、より効率的な組織構築のため平成19年4月1日付の機構改編について、本議会に關係条例の提案をさせていただいているところ

でございます。

次に、事務の効率化の取り組みといたしまして、財務会計システムの導入等により出納事務が簡素化されたことなどを踏まえ、本年1月から収入役を廃止したことにより380万円の財政効果がございました。

次に、職員数の削減の取り組みといたしまして、平成16年4月1日の全職員数540人を平成17年4月1日に527人へと13人削減したことにより、7,080万円の財政効果を上げております。

また、給与の抑制等の取り組みといたしまして、まず市長、助役、教育長の給料を平成17年4月から削減率を拡大して継続実施いたしております。

さらに、手当の抑制等の取り組みといたしまして、通勤手当の見直しにより通勤距離が2キロメートル未満の職員に対して支給しておりました通勤手当を平成17年10月から廃止するとともに、平成15年から実施しております管理職手当の削減を引き続き実施し、また指定勤務手当の見直しにより平成17年10月から自動車運転手当や水道料金臨戸徴収手当等、計4手当を廃止いたしました。これらの取り組みにより、260万円の財政効果を上げております。

最後に、内部管理費の見直しの取り組みといたしまして、昼休み時間中の消灯やクールビズ運動などの取り組みにより内部経費の徹底的な削減を図り、540万円の財政効果がございました。

今後も、この集中改革プランを実効性のあるものとするためには、適切な進行管理を行なうことが極めて重要であります。進行管理の実施に当たっては、実施項目のすべてについてプランスケジュールを作成し、実施に至るまでの工程を明確な形で進行管理していくことといたしております。

具体的には、各所管課において作成したスケジュールに沿って進めていくこととし、行政改革事務局において適宜所管課と協議しながら、最終的には行政改革推進本部において全体的な進行管理を行っていくことといたしております。なお、今年度も民間委託推進のために、全事務事業について委託可能性の適否を検討するなど、効果的行政運営に向けた進行管理を行っているところであります。

次に、職員の資質向上についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、この計画を推進するためには職員一人ひとりが問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、限られた人員、財源を最大限に生かしていく必要があります。

また、地方分権時代に自立可能な行財政運営を行なうためには、市民の視点に立った発想力と既存の枠組みや従来の観念にとらわれない斬新な政策立案能力が必要でございます。職員は、自らが地域づくりの担い手として全体の奉仕者であることを自覚し、職務に精励することが求められております。

以上のことを踏まえ、人材育成基本計画を策定し、職員の資質の向上、能力の開発に努めて、新しい時代に相応した人材の育成確保を図ることにより、質の高い市民サービスの提供に努めてまいり所存であります。

なお、この集中改革プランにつきましては、社会経済情勢や市民ニーズの変化、あるいは実施状況等を考慮しながら、必要に応じて適宜計画内容を見直すことといたしております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

再質問させていただきます。まず、飲酒運転についてですが、酔っ払い運転はもちろん二日酔いでも飲酒運転になるんだということで、アルコール検知器の導入、63人とかありましたけど、もう一度そこを詳しく説明してください。それと、これは63人が個人的に買うわけですか、それとも市で買うわけですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

その件につきまして、担当課長の方から回答させます。

○議長（井上 太一君）

牧野財政課長。

○財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。63個の検知器を購入というのは、職員一人ひとりが購入ということになっております。詳しくということですが、これにつきましては私どもが所属しております交通安全運転管理者協議会で発案されまして、折尾警察署の方が推奨するという形で協議会の方から注文をとったことでございます。

先般、その報告がありまして、63個という数量を大量に購入したのは本市がトップでありまして、大体水巻とかほかの市等につきましては20個とか数個の個数ということになっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

アルコール検知器のことわかりました。それから、9月ごろに文書で警告書を配ったというようなことを今答弁されましたが、その内容とその文書の中には罰則なども明記しましたか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

綱紀肅正についての通達をいたしております。内容等々は、ここひな型あるわけでございますけども、飲酒運転はいかんという話でございます。

それと、処罰等々につきましては綱紀肅正、そういうふうな通達の中には入れておりませんが、これは先ほど申しましたように公務員としてあるべき姿ということは十分自覚していただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

罰則を文書化する方が、抑止力がたくさんあるというか多いと思いますので、ぜひ私としては、それから9月議会では佐々木議員の質問に懲戒免職は考えてないというふうに答弁されたと思いますけども、今はちょっと懲戒免職を考えてるというなこと言われましたけど、その辺はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、人事院の懲戒処分の指針というのが、これはしっかり国のそういうふうな指針がございまして、酒酔い運転の物損とそこまでのことで懲戒免職から停職というふうなことが明記されておりますし、指示、指針が出されているわけでございます。

それと、公務員としての信用失墜行為、これは今の時点で多大な重大な犯罪、そういうふうな失墜行為になるわけございまして、そういうのもかんがみながら処分対応していきたいとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

飲酒運転に関しては切りがないと思いますけども、市民、職員にかかわらず飲酒運転は決してしないというふうに私自身も含めて自戒したいと思います。

次に、行政改革プランについて伺いますが、改革は順調に進んでいるようですが21年度中に中間市の姿は、この改革プランが終わったとき21年度の中間市の姿はどんなふうに描かれていますか。市の人口、職員数、予算規模、市税の額、それから借金と言われる市債は減ってますか増えてますか、健全財政に向かっていますか、お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

健全財政に向けて、10年間のスパンの計画その中で5カ年の集中改革と特別、5カ年集中して行革やろうということで、5カ年の集中改革を立てているわけでございまして、当然私ども基金につきましても、これは20億円切ったら市民の方が不安を起すから20億円切らんように基金確保に努めろ、要するに行財政改革をやろうということでやっ
てるわけでございまして、十分シミュレーションの中で対応できると、自立した中間市運
営やっていけると、そのような確信のもとに現在行革をやっているところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

一つだけ、市の人口はどれぐらいに思われてますか。

○議長（井上 太一君）

白尾経営企画課長。

○経営企画課長（白尾 啓介君）

お答えいたします。市の人口につきましては、コーホート変化率法という人口推計を用
いまして、平成22年度には4万4,317人、このまま何も起らなければこういう人口
減になっていくという推測をいたしております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

いずれ人口が減っていくと、これは日本的なことですけども人口を増やしたり市民を増
やすために努力しなきゃならないと思いますが、どのような努力されてますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然、この中間市活性化していかないけません。このままでは、歳出を抑えるばかりじ
ゃ何もならんわけで、人口増、固定資産の増、また現在精力的に考えております工場誘致、
これに伴います税収アップ、また人口増加を図ろうと、そういう強い思いがございまして。

工場誘致につきましては、議員もその地元議員でございまして何とかお力添えをいた
だきたいな、そんなふうな思っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

次に、16年度の経常収支比率は99.4%とこの書類に書いてありましたが、17年
度はどれぐらいになりますか。

○議長（井上 太一君）

牧野財政課長。

○財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。平成17年度の経常収支比率は99.0でございます。失礼いたしました。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

経常収支比率が少し下がってるようで、それはいいことなんですけども、経常収支比率は90%を超えると赤字再建団体になる可能性が高いというふうに新聞なんかには書いてあり、市民はそんなことになってはならないというふうに非常に心配しています。

最近、北海道の夕張市が赤字再建団体になったというニュースがあります。中間市と夕張市は産炭地だという共通点がありますが、この夕張市が再建団体になったということについて、市長はどのような考えているか思いをお持ちですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、経常収支比率が90、100を超したら赤字再建団体、これは全く違う話でございまして、現在もう100超した市等々あるわけでございます。これは少し違うお話と、そんなふうに思っております。

夕張市の関係でございます。私ども、今回監査委員さんの方に公認会計士の方入っていただいております。まさに、そういう監査の中で中間市運営を十分監査していただきますし、またここおられる議員、議会におきましても、当然そういうふうな監査あたりはしていただくわけございまして、現在そのような、夕張市少し粉飾決算等々ございまして、そういうあたりで十分な監視体制はあろうかとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

先ほど、ちょっといい間違えて済ませません。そこは修正させてください。

それから、それと同時に赤池町、隣の赤池町が赤字再建団体から2年早く、もう脱却したんだということで非常に、町の方みんな挙げて努力されたと思いますけども、その話も聞いて私たち中間市の者も負けないように努力しなければならないと思いますけど、市長はそこはどのようなふうに思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私も、最近本当に市民の方がいろんな面で市に対して協力をいただいております。ありがたいなあ、本当に実感しております。

これ、そういうふうな土木、穴ほげたからみんなと補修しようと、林道が悪くなったからみんなで林道つくり直そうと、そういうの含めましてこれはまさにふるさと見回り隊しかり、いろんなところでボランティア協力をいただいております。

これが、この中間市全体の元気と言いますかやる気と言いますか、本当にありがたい話で、現実そういうふうな方向に皆さんが自分たちで何ができるんかと、中間市に何をしてくれ、何をしてくれ、要求ばかりじゃなくて、それは市民サイドで何ができるんかと、そんなふうな声も私の方に入ってきておりまして、今まさに市民協働のまちづくり進んでいるなあ、そんなふうにご実感してるところでございます。

○議長（井上 太一君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

よくわかりました。今後の中間市、少子高齢化がますます進み、収入が減り支出は増えていきます。中間市のかじ取り大変でしょうが、最小の費用で最大の財政効果、行政効果生むように、それで市民が安心して安全に生活できることになるように一生懸命頑張ってください。

一般質問終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子です。一般質問の通告に沿って質問をいたします。

初めに、パソコンの適正な管理運用についてお尋ねをいたします。

松下市長は、11月30日付で、全職員に対してパソコンの適正な管理及び運用について通知されました。内容は、これまでも適正な管理運用を行なうように再三注意を促してきたところですが、最近不用意な管理による盗難事故やモラルを欠いた不適切な取り扱いによる問題が続けて発生しています。

こうしたことは、市に実害を与えることはもとより、市民に行政に対する不用な不信感を与えることになり、市がこうむるダメージは非常に大きいものと警告されています。

再三注意を促してきたと言われることは、情報セキュリティに関する職員の低い意識ではと懸念されます。情報セキュリティは、対策は自治体の責務であり、また組織全体が考えなければならない時代となっております。市長はどのように職員に教育、指示されておられるのかお聞かせください。

2番目の質問に移ります。公金の支出による公務員福利厚生事業の見直しと、市町村福祉協会について質問をいたします。

プロ野球やJリーグ観戦のチケット代を補助したり、退職金に上乘せする給付金、いわゆる第二退職金を出したりしている自治体職員の互助会に各自治体が支出している公費に対して、お手盛りではないかという批判が全国的に高まって、そうした中で見直しが進んだ自治体、職員厚生会への公費負担を廃止した市がある一方で、中間市のように第二退職金に対する市民への謝罪もなく、この市への返還金から職員へ1,100万円、さらには厚生会への約2,200万円。これは、今日厚生会が有効な事業が行えていないからという理由で9月議会で助役は答弁されました。

こういう形で、厚生会に補助をされたわけです。職員をこれほどまでに厚遇されることは、総務事務次官通達をどのように受けとめられていらっしゃるのでしょうか。お尋ねをします。中間市は、総務省に反旗をひるがえされたのですね。全面的な見直しのお考えはありますか。関係者のご答弁をお願いいたします。

次に、市町村福祉協会に中間市は加盟しておりますが、公費と現役職員でもってこの協会に拠出をしております。

私は、シニアプランが問題になったときまでは、この福祉協会について、恥ずかしい話ですが全然感知しておりませんでした。第二退職金に関して、福祉協会について少し知ることができました。

その中で、退職した職員にまで医療費を年間総額で2億円も支出していることがわかりました。また、中間市の退職者の会の会員は260名だそうです。総務課にお尋ねいたしましても、退職者の会のことについては総務課では一切扱っていないからわかりませんということでした。

過去3年間に、市民と現役職員の掛け金から医療援助金として福祉援助金として2,274万8,400円負担しているわけです。さまざまな問題のある協会からの、一日も早い脱会を求めて、何のメリットもないこの協会に対しての脱会をどのように市当局はお考えなのでしょうか。第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中家議員のパソコンの適正な管理運用についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、平成12年度の財務会計システムの導入、平成14年度の「なかまえがお愛ねっと事業」による市内LANの構築、各部課単位による業務システムの導入等によりパソコンの台数は飛躍的に増え、現在約400台のパソコンを市内及び出先機関に配備いたしております。

また、そのうち半数以上のパソコンはインターネットと常時接続し、ホームページの検

索、閲覧等による情報収集、電子メールによる外部機関との情報の伝達や連絡、本市ホームページを利用した各課からの情報発信、地域住民との情報交換などが可能となり、パソコンは住民サービスの向上、業務の効率化に必要な不可欠なツールとして今後もますますその重要性が高まっていくものと思われまます。

さらに、本年1月、国はIT新改革戦略を発表し、国・地方公共団体に対しましては申請、届出等の手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上にすることと、公的個人認証に対応した電子申請システムを2010年度までに導入することなどを目標として掲げ、これまで以上の電子自治体の推進が求められております。

また、それと同時に増大するコンピュータウイルスや災害等による脅威、複雑化するシステムのトラブル、人的悪意や不注意による情報漏洩等に対しましては、万全の情報セキュリティ対策や強化に取り組むよう再三にわたり国から通達がなされているところであります。

議員ご指摘の「パソコンの管理運用」についてでございますが、パソコンの管理運用には市が保有する個人情報をもととした膨大な情報・データの管理運用と、いわゆる端末OA機器としての管理運用の二つの側面がございます。

情報の管理運用につきましては、「中間市電子計算組織の管理運営に関する条例」を全部改正いたしました「中間市個人情報保護条例」及び「中間市電子計算組織の管理運営に関する規則」を本年10月1日に施行いたしまして、個人情報はもとより市が保有するすべての情報資産の流出防止、適正管理に万全を期しているところであります。

情報資産の適正な管理の徹底によりまして、これまで本市では個人情報等の流出によるトラブルは発生いたしておりません。

次に、パソコンの端末OA機器としての管理運用についてでございますが、これにつきましては「中間市OA機器の管理に関する要綱」に基づき適正管理に努めているところでありますが、これまで盗難事件が2件、スクリーンセーバーの不適切な画像使用が1件発生いたしてあります。

盗難事件につきましては、昨年11月4日に隣保館におきまして、また本年9月25日に生活支援センター「パルハウスぼちぼち」におきまして、それぞれノートパソコンが1台盗難に遭っております。

隣保館の事件は、閉館時にトイレの窓から侵入され、パソコン以外にも職員の現金やかばんが窃盗に遭っております。また、「パルハウスぼちぼち」の事件は、同センターのホールで使用しておりましたパソコンが盗難に遭ったものであります。

いずれのパソコンにも、個人情報は入っておりませんでしたが、再発防止のため戸締り、施錠の徹底等パソコン管理の厳格化を全庁的に図っているところであります。

なお、事件後の対応といたしましては、警察へ盗難届を提出するとともに、関係職員に対して厳重な注意を行っております。

また、スクリーンセーバーの不適切な画像使用についてであります。本庁内のパソコンで不適切な画像を使用しているものが先月発覚いたしましたので、この画像を直ちに消去し、所属長を含めた関係職員を厳重に注意したところであります。

スクリーンセーバーは、本来パソコン画面の焼きつきを防ぐためのソフトウェアでございますが、その画像について不適切なものが取り込まれていたことは、まことに遺憾であり、公務員としての資質を疑われかねない行為であると考えております。このような事態を踏まえ、先月30日付でパソコンの適正な管理及び運用について全職員に通達を行い、その周知徹底を図ったところでございます。

市といたしましても、今後二度とこのようなことが起ることのないよう、職員に対し条例、規則等の遵守・徹底や情報教育等必要な職員教育の実施により、地方公務員としての資質の向上と市政に対する信頼確保に努めてまいり所存であります。

次に、福利厚生事業の見直しと市町村福祉協会のご質問に対しましてお答えをいたします。

まず、平成18年度職員厚生会における歳入の件でございますが、本年7月26日に厚生会評議会において承認されました、本年度の厚生会一般会計予算収入の部に記載されております市が厚生会に支出する負担金額は1,124万円でございます。

議員の言われる3,401万8,160円は、先の9月議会におきましてご説明いたしましたシニアプラン返還金残額から厚生会会計へ繰り入れました2,277万8,060円を合算した金額であろうとそのように思っております。

このシニアプラン返還金からの雑入金につきましては、厚生会の予算書をごらんいただいてもおわかりいただけると思っておりますが、市負担金とは款を別にして諸収入で計上しており、通年の収入予算とは全く別のものとして取り扱っているところでございまして、市負担金と合算して考察すべき性質のものではないと考えております。

なお、シニアプラン返還金からの雑入金の取り扱いにつきましては、今後の充実した厚生会事業に充当することといたしており、その具体的な用途につきましては、今後の検討課題といたしておりますが、この返還金の雑入処理の取り扱いにつきましては、去る11月20日に議員を請求代表者といたします住民監査請求が提出されておりますことから、直ちにその用途を決定することはせず、監査の結果を真摯に待ちたいとそのように思っております。

ちなみに、通年の一般負担金は、職員本俸に1000分の5を乗じて算出された金額であり、その額を職員数で除して得た、職員1人当たりの1年間の市負担金額は、約2万900円となります。

また、現在の職員厚生会における掛け金と負担金の比率でございますが、職員からの掛け金、市からの負担金ともにその率は1000分の5であり、近隣の市町に比べて決して高い比率とはなっておりません。また、職員と事業主の負担比率も1対1となっており、

適正な運営となっているものと認識いたしているところでございます。

次に、人間ドックについてのご質問にお答えいたします。

「人間ドック」と呼称しておりますこの事業は、労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第44条に基づき、事業主に課せられた年1回実施しなければならない定期健康診断事業であり、福岡県市町村共済組合の保健事業として実施されております。

事業主は、単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保する義務がございます。

議員もご承知のとおり、少子高齢社会の到来や経済のグローバル化、あるいは情報通信技術や地方分権の進展等、行政の課せられた業務は複雑化、多様化の一途をたどっております。

このような厳しい変革の時代にあって、新たな行財政システムを確立し、活力と個性あふれる地域づくりを推進するため行政改革大綱に基づく行財政集中改革プランを実践中ですが、このプランの中の大きな柱として効率性の確保のため、職員の適正配置をうたっているところでございます。

具体的には、平成22年4月には15%の職員を削減することを目標といたしており、現時点においても既に職員数を削減してるところであります。

すなわち、このことは業務内容が質量ともに増加する中で、より少ない職員でその業務を遂行しなければならないことを意味しております。無論、行政改革を成功させるためには事務事業の整理合理化や、アウトソーシングの推進等々さまざまな課題を克服していかなければなりません。最終的には住民サービスは職員が提供する以外にその方法はございません。そのためには、職員が心身ともに健康であり、いついかなるときにおいてもその持てる能力のすべてをいかに発揮できる環境づくりが必須条件となります。

近年、職場環境の急変等により職員にかかるストレスも増加しているものと推察されますが、このことに比例するかのように病気休暇取得者の数が増加しており、大変憂慮しているところでございます。

このことは、職員からの労務提供が滞ることを意味するばかりでなく、当該職員の人件費やその代替職員の人件費を考慮したとき、市がこうむる被害は甚大なものとなります。特に、最近ではメンタル疾患に伴う病気休暇が急増傾向にありますことから、当該疾患のケアをいかに事業として取り組んでいくかが大きな課題となっております。

その一方で、現在実施しております健康診断によって大きな病の兆候がいち早く発見され、命を取りとめ今でも現役として活躍している職員が数多く在籍しているのも事実であります。健康診断事業は、職員の健康を守るという観点で十分機能していると言えます。

今回、全面見直しをとのことでございますが、以上のことから健康診断事業はぜひ必要なものであると考えており、今後は現行の診断体制を維持しつつ、新たな課題であるメン

タル疾患への取り組みを強化していかなければとそのように考えております。

職員の健康診断事業につきましては、職員の健康を守るために実施している事業であります。職員の健康を守るということは、市にとりましてまちづくりの担い手となる人材を守り、ひいては効率的な行政運営を確保することに通ずるものであると言えます。

ぜひ、健康診断事業の持つ意味を、単に支出金額の多寡だけではなく、幅広い観点でご考察いただきますようお願いを申し上げます。

次に、福岡県市町村福祉協会のご質問にお答えをいたします。

当協会は、県下市町村職員の福利厚生に関する事業を展開する目的で設立されており、現在の加入団体は一部事務組合等を含め83団体に上っております。当協会には、職員の年齢構成の偏り等による支出の増減を平準化し、計画的な厚生事業の運営を維持したり、他市町村の厚生事業との均衡を確保する目的で加入しているところでございます。

議員ご指摘の件は、この福祉協会が実施する事業のうち退職者の会に対する給付事業のことを言われているものと思われませんが、確かに近年団塊の世代の大量退職の時代を迎え、その退職者の会の加入者も必然的に増え、このことに伴う支出についても増加傾向にあることも事実であります。

実は、本年5月に開催されました第28回通常総会におきましてこの件が話題となり、実施中の事業につきまして「住民の理解が得られる事業であること」「事業区分ごとに事業主と加入者の負担区分を明確にすること」「重複支給とならないこと」「情報公開を実施すること」の4つの観点から、再度見直しを行なうための検討委員会を発足することが可決され、去る11月27日の当協会の理事会においてその見直しに関する答申が提出されたところであります。

改正の中身につきましてご説明を申し上げますと、まず現在、負担金1000分の4、掛け金1000分の3となっている会費の財源区分を、負担金、掛け金とも1000分の3.5の1対1の拠出割合にすること。退職者給付の財源には、職員が負担した掛け金をもって充て、負担金からの拠出は一切しないこと。退職者給付事業のうち、構成員が市町村職員共済組合等の任意継続組合員となった場合の共済組合掛金の一部を給付いたしております福祉援助金につきましては、来年度よりその給付水準を半減し、平成23年度をもって廃止すること。また構成員が疾病または負傷によって医療を受けたときに給付する医療援助金につきましては、平成24年度よりその給付割合を引き下げること。そのほか退職会員の掛け金を引き上げること等さまざまな改正が提言されておりますので、来年度から議員ご懸念の問題は解消されるものと推察いたしております。

協会からの脱会を求めるとのことですが、会を離脱することは本市だけの問題にととまらず、加入団体全体に大きな影響を及ぼすことになり、現在のところその考えはございません。もし、協会の事業内容において今後見直しが必要な場合は、構成会員の1人として機会あるごとにその改善を求めてまいる所存であります。

いずれにいたしましても、職員の福利厚生事業の実施につきましては、市民に理解の得られるような点検・見直しを行い、適正な事業実施を進めて参りたいとそのように考えております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

答弁をいただく時間が長かったので、再質問がちょっとできにくいようにあつてまとめきれないんですが、まず今最後におっしゃられました脱会をすることは他との関係ということで今おっしゃられましたけれども、私はなぜこれを言うかということ、税金が、中間市の市民の税金がつき込まれているわけです。

しかし、そのお金の使い方を全くチェックできないシステムになつて、インターネットで見ておおよそのは出てるけど細かい資料とかは全然、要求してもいただけませんでしたしね、これは私が懸念していることは解決していくということをおっしゃられましたけれども、現役の職員の方にお聞きしても驚かれましたけれどもね、退職した方が1円の医療費の負担もしないで現役の方の出したお金と、それから市民の出したお金ですよここ、税金を持っていくわけですから。

そのお金が1000分の7になつていって、私は給付事業がどれくらい返ってきてるかなという事で、これずっと4年間ぐらい調べたんです。そしたら、出したお金と返ってきたお金見ると50%とか49とかいうから、先ほどもその、厚生、職員の厚生の関係でそういうことになるのかな、そういう説明もいただきました総務課で。

これは、調べてみないといけないと思つてあっちこちの自治体に返信用の切手を送つて、おたくはどれだけ福祉協会に拠出してどれだけの給付事業があつたですかていったら、みんな中間と同じなんです。

それで、これはどうなつてるかって思つてよくよく調べたら、何とその職員の方と税金で納めたお金のいった福祉協会が決算で5億3,600万円の厚生事業をしていますよ。そして、何と医療福祉援助金というのが2億1,400万円出てるんです。誰に払つたんですかこれは、誰に医療の補助されたんですか、現役の職員ですかていったら、いや現役じゃありません。退職した職員ですて言うんです。

退職した職員の方の会費はどこにあるんですかて言つたら、いや会費はたった1人300円でいいですていう。300円はどこに行くんですかて言つたら、社団法人ですからね、公益事業をしないとけない、その公益事業ていうのは図書券を、ここに加入してる地方自治体に回りばんこで300円、1人会費300円とった分ですから、だから退職した人は何も医療の恩恵を受けるのに1円のお金も出さないで、そんなことがまかり通つてるなんて許されます。

今、本当に国民健康保険、先日もお聞きしましたがね、テレビでもありました。中間の

実態も先日お聞きしました課長に。そしたらね、短期とか長期の医療券を出してあれなんですよ、お金が滞納してるから、医療費が払えないから3割負担じゃ見ていただけないわけですよ。

そういう人がいる中で、退職した職員ですよ、退職した職員が1円もそこに払わないでね、例えば病院で1万円要りましたと、3割負担で1万円払いましたと、そしたらそのうちの4割が返ってくるんですよ後から。病院の窓口では3割負担で払ってですよ、そのうちまたこの退職者の会を通じてというのは労働組合ですか、通じて申請を出したら4割が返ってくる。

そして、任意継続の方は20万円いったとすれば、2年間の任期継続で、それは20万円いったら10万円が返ってくる。だから、ここにありますようにあれですね、福祉援助金と医療援助金というのにしてるんです。

まあそうなってきますと、55とか50としか給付事業で返ってこないんだったら、何も私たちの市民の税金を1000分の4福祉協会に出さなくても、そして職員の方の1000分の3だけで賄っていかれる医療費を見なければですね。

そして、次からは現役の人と退職者の方に負担してもらって、そして今のご説明によりますとこちらの出す、市民の出すお金を1000分の4を1000分の3.5にするて言いますけど、これもまたおかしな話なんですよ。

それで、私はどうしてこういうことがあれしたかって、シニアプランから福祉協会について疑問を感じ出してみたら、今度はアルゼンチン債を買ってるわけですよ、アルゼンチンの円貨債をですね。ここで運用してるんですね有価証券で。私は全く素人ですけど、アルゼンチン共和国の円貨債というのは元も子もなくなってるんじゃないですか。

これを9,000万円、それからそのほか国際復興開発銀行ユーロの円債を1億円、オランダの国立投資銀行ユーロ円債を1億円、スウェーデンの地方金融公社のユーロ1億円、ドイツ復興金融公庫のユーロの1億円とかノルウェーの地方金融公社のユーロ円債1億円とか、そのほか福岡県の県債7,000万円を買っとる、そういうのは納得できますよ、ね。

アルゼンチンのこういうものを買ってどうなったですかって言ったら、いやもうこれは元も子もないかですね、30年かかって元本をもらうていうですか、そういう方を選んだて言うんですよ、ね。こういうことを、誰もこの場で謝罪もされない、ね。

そして、このときの理事長さんていうのは2年ごとに県の方に行ってされて、それから理事さんは組合の方とか当番制で職員の方が10人か15人ぐらい行ってるわけですね。ですから、何の報告も受けない。だから、私は脱会してほしいと、市民が納得しますかこんなことをされてですよ。

そして、私が先日県の方にお聞きしましたら、痛恨の極みですけども、その後、この場では言えないような言葉を言われましたからもうここでは言いませんけれどもね、

何とか根性を出したもんですからという、結局、利がいていうね、元本も保証しないそういうところにどういう形で投資したのか、9,000万円です。私たちの税金が行ってるんです。

そして、ここの中で現役の人も給付を受けてないで、いや給付ないで、退職した人がしつかりと医療の援助をもらってるという、こんな福祉協会おかしいじゃありませんか。自分でやるべきですよ福利厚生というのは。

直方市なんかは自分でやってるから、慶弔費はこの福祉協会のような高額慶弔費は出さないで、自分たちの会費でもってこの範囲での慶弔費ということで直方市はやられてるんですよ。そして、福利厚生の事業もやってます。それは、市から公金が出てそして双方で話して事業計画をしてやって、そしてお金が余ったときには返してるということです。

ですから、中間市が福利厚生が地元でできないからね、シニアプランの返還金から持っていったなんて許せない話ですよ。年間2億1,000万円でしょう、10年だったら20億ですよ、退職者がね、それは現役のときには一生懸命仕事していただいたんですけど、退職してからは役所を去ってるわけですよ。

去ってるのに、どうして中間市の市民のお金を国民健康保険も払えなくなって、保険証も払えないそういう人がいて、病気を持っても治療に行かれないそういう人がいらっしやる。そして、現場で働いている方は、窓口で働いている方は払ってください払ってくださいもう、保険証渡したくても渡せない事情になってる、国から締めつけが来てですね。

そういう中でね、退職した人が3割負担で保険でちゃんと見てもらえて、それから3割のうちから4割を私たちの税金や現役の人からのお金でかすめとっていくてね、こういうことをどうして、退職した公務員こそ皆さんの市民の気持ちとかがわかった上で退職していかれたと思うんですよ。

こういうことはね、全面的に改めてもらわないといけません。ですから、前原市が今回脱会されてるんですね、私前原市にお電話で聞きましたら、うちは補助金が1000分の3くらいしかも出ませんよと。そうなってくると、県の方に上納するのはあれでしょう、職員の方が1000分の3納めたら地元は何もないわけです。そして、職員は1000分の3の負担で、当局も1000分の3くらいの負担ですよというわけですよ。

そうなってくると、もうメリットもないから地元でします、ね。そういうことですのでね、やっぱり自分たちの知恵を使って、今の時代に合ったものの福利厚生をやっていくていうね。

だから、私はこの去年の3月にも、そして今年の8月31日も総務事務次官通達が来るわけですよ。私がここで読み上げるまでもない、執行部の方が一番わかってらっしゃる。だから、私は中間市は、助役さんから先般厚生会のお金が足りないからと言われてたけど、反旗を翻したんですかと、そして市長は26項目の集中改革プランは実績を上げておりますという、実績を上げるためには犠牲になってる方もいるわけですよ。

協力した方、ああこれはそれなのに、厚生会何ですか、雑入に入れてるから有効に使いたいて言ったけど、医療費の負担とか見なければ何もあれやないですか。ここには福利厚生事業については点検見直しを行い、適正な事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること、これらの取り組みを通じて住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ることというふうに、今年8月31日の地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の策定について、総務事務次官が出してるんですよ、去年の3月にも出してるわけですよこの同じ趣旨をですね。

だから、天罰は下らないとか、住民監査とか訴訟でも耐えられるとか、私がそのことを一言も言わなくてもそういうことでもって、今年秋におっしゃられましたけれども、私は福利厚生を否定しているものでもないわけですよ。この医療費をね、退職者がいただいでるということにもうびっくりしたですよ。

そして、退職者の会は8,000円最初は、私は説明聞いたときには8,000円上納してますというから、8,000円上納行ってるのかなあと思ったら、8,000円は上納していてそのうちの300円はこの福祉協会の会員であるためには公益事業をしないとけないから300円の図書券を買う、それにかたるために入ってそしてあとの7,700円は全然この福祉協会のこの決算には載ってないわけです。

その7,700円は、下でお聞きした、下でお聞きしたら、いやあ県の方に直接お聞きしてくださいという、総務課にお聞きすれば総務課は全然そんなことは関係しておりません、知りませんて言うでしょう。

それで、何かこうこうくっつけていったら、結局7,700円は古希の祝いとか長寿のお祝いとか、あるいは88とか90とか100とかご本人が亡くなったときには5万円、配偶者が亡くなったらかたしか3万円、そういうことでやってますて、そういうことなんです。

だけど、300円のかたることによって医療費の補助をしてもらって、ずっとここまで続けてこられたていうことなんてね、本当市民にお金を全部返してくださいって言うんですよ。現職の人だってそうですよ、一番儲かってたのは退職した人ですよ。

ですから、ここに15、16、17年度のことしかわからなかったですけども、こういう資料をとって。中間市が15年度706万5,000円ですね退職者の医療を見たのが。706万5,000円、その次が751万9,600円、その次が816万3,800円ですね、2,274万8,400円、公費でもって、市民の税金でもって1,299万9,088円見て、職員の皆さんがこの3年間で974万9,312円ですかね。

ですから、私は大いに脱会していただきたいと思うんです。前原市も脱会した。そしたら、みやこ町にもお尋ねした。みやこ町にお尋ねしたら、犀川なんかと合併して一つの町になったけど、犀川は前は互助会、この県の福祉協会に入っていたけれども、人事課の方だと思います私がお問い合わせしたら、今公金を福利厚生に使うていうことは問題になっ

ておりますと、1円も福利厚生に入れてない自治体もある中ですから、私どもは独自のことを考えますと。ですから、犀川さんはもと入っていたけど合併によってみやこ町は県の福祉協会にはかたりません。

こういうね、表に出てるだけでこういうアルゼンチン共和国の円貨債とかね、9,000万円を買ってるとかこんなことを皆さんご存知だったんですかねえ、市長。ご存じなかったですか。こういうことをされてて、中間市民が知ったら一日も早く脱会してください。脱会して何のデメリットもないんですよ、メリットばかりですよ、ここで、独自にやればいいわけですよ。

こんなことって、私も本当驚きました。何人かの方にお聞きしたら、何ですか。結局、市民からただされたら知りませんでした、議会は知りませんでしたでは済まないですね。お金、福祉協会の負担金ということで出してるわけですから。

ですから、小手先なことをして、来年は公金からは医療費には手をつけません、現役の方と退職者の医療費は改めて今度はとりますって言っても幾らかの負担をですね、それは小手先のことですよ。退職者はね、やっぱり今リストラで厳しい人たちいらっしゃる中で、少なくとも退職者の方は年金をいただけてるわけなんですよ。

そして、医療費についても皆と同じように3割負担という形でしてるわけですからね。そこは退職者の方にしてみれば既得権と思われるか知らないけど、これは既得権、誇れる既得権でも何でもないんですよ。そういうことですので、市長はお考えを改めていただけますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども答弁いたしましたように、今後見直しが必要な場合はどんどん見直しをしていきたい、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。最後に。

○議員（1番 中家多恵子君）

私は、シニアプランでもヤミ退職金ということで廃止になったわけですね。あれも結局投資にしていたから、投資してたから損失が出たわけですね。そして、シニアプランのときだってそれぞれの自治体の負担金が違ってたわけですよ。

山川町は、職員の方が皆さん自分でもって払ってたっていうんですよ、行政には負担させなかったって。中間は本俸の1000分の10を負担して本人たちは1000分の5とかね、そういうことで陰で議会にはっきり出さないでおって、ちょろっと議会の方には出して、日がたてばいやもうあれやったとかで言われますけれどもね、ちゃんとした議会の議決とかそういうものじゃないと思います。

私は、やっぱり今回三セクの借り上げも来年で終わるということですが、三セクの借り上げだって、97年の10月から今日まで2億円ですよ、借り上げ料に救済ですよ。

そして、やっぱり岩瀬の山の件のこととかリサイクルプラザの建設の高くしたこととか、MRIの2億円からかけて買ったこととか、そして今2.8人しか利用してないこととかね、ですから私はしっかりと職員の皆さんは計画を立てて、そして後から失敗したということがないように行政運営をこれまでの反省の上に立ってしていただきたい。だから、私はこの今回の福祉協会からの脱会もデメリットは何もないんですから、やっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（井上 太一君）

この際5分間休憩いたします。

午後3時06分休憩

.....
午後3時12分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 第62号議案

日程第3. 第63号議案

日程第4. 第64号議案

日程第5. 第65号議案

日程第6. 第66号議案

日程第7. 第67号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、第62号議案から日程第7、第67号議案までの各会計補正予算6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算6件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第8. 第75号議案

日程第9. 第76号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、第75号議案から日程第9、第76号議案までの規約変更2件一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております規約変更2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第75号議案から第76号議案の議案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第75号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第69号議案

日程第11. 第70号議案

日程第12. 第71号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第69号議案から日程第12、第71号議案までの条例改正等3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正等3件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより第69号議案から第71号議案の議案3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第69号議案中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第70号議案中間市普通河川管理条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第71号議案中間市副市長定数条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第68号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第13、第68号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

この条例の中に、保健福祉部これの一番最後のページに11、12、交通安全思想の普及に関する事、防犯思想の普及に関する事とこういうふうに仕事の内容について位置づけておりますけれども、中間市のこういう防犯思想の普及で非常に重要課題として上げられているのではないかと思います。

青少年の非行防止、暴力追放、つい先日もですね大会を開かれておりますが、また中間市内にあります暴力団事務所撤去、こういう重要課題が控えてありますのに保健福祉部、こういうところに仕事を持っていくていうのは何かなというふうに思っております。

あわせて、もう皆さんご存じのようにお隣の北九州市では市営テニスコート、この事業をめぐって芝生にペンキを振りまいたと、これが暴力団事務所が絡んで市会議員が、戸畑区の民主党の市会議員が逮捕されると、こんな事件等々も起きてるんですよ。

このように、今の社会においてはこの防犯の関係ていうのは非常に重要課題というふうに私は位置づけておりますが、これを保健福祉部に位置づけるていうところがよく解せないんですが、市長にお伺いしたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

暴力追放、また中鶴の大きな問題等々も含めまして、これ中間市の大きな課題でございます。一保健福祉部に任せるていうことはございませんので、大きな問題につきましては私を頭に職員みんなで対応していきたいとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

以前に、ちょっと先輩議員にお聞きしますと、住居表示の関連の仕事が、職員さんが異動したためにそこの部署に持ってきたというような経過もあったというふうに聞いてますけれども、今回そういうことに基づいたものではないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことではございません。

○議長（井上 太一君）

いいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第68号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託いたします。

日程第14. 第72号議案

日程第15. 第73号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第14、第72号議案及び日程第15、第73号議案の市道路線関連2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております市道路線関連2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の建設水道委員会に付託いたします。

日程第16. 第74号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、第74号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第74号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託いたします。

日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 青 木 孝 子

議 員 下 川 俊 秀

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員